

# 第63回定時株主総会招集ご通知 その他の電子提供措置事項

## ■事業報告

財産および損益の状況の推移  
対処すべき課題  
主要な事業内容  
主要な営業所  
従業員の状況  
主要な借入先  
その他企業集団の現況に関する重要な事項  
新株予約権等に関する事項  
会計監査人の状況  
業務の適正を確保するための体制および運用状況  
剰余金の配当等の決定に関する方針

## ■連結計算書類

連結貸借対照表  
連結損益計算書  
連結株主資本等変動計算書  
連結注記表

## ■計算書類

貸借対照表  
損益計算書  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

## ■監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告  
計算書類に係る会計監査報告  
監査等委員会の監査報告

## ■株主総会参考書類

- 「第3号議案 ウエルシアホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件」のうち、「ウエルシアホールディングス株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」および「当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容」

(2024年5月16日から)  
(2025年2月28日まで)

# 株式会社ツルルホールディングス

上記事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に對して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただきたく、電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

第63回定時株主総会招集ご通知に記載の事項につきましては、当該招集ご通知をご覧くださいませようお願い申し上げます。

## (2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第60期 (2022年5月期)	第61期 (2023年5月期)	第62期 (2024年5月期)	第63期 (当連結会計年度) (2025年2月期)
売 上 高(百万円)	915,700	970,079	1,027,462	845,603
経 常 利 益(百万円)	40,052	45,689	47,466	37,840
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	21,388	25,258	21,743	17,207
1株当たり当期純利益 (円)	440.59	519.90	447.27	353.67
総 資 産(百万円)	562,363	539,830	549,551	583,362
純 資 産(百万円)	284,046	304,144	305,297	306,377
1株当たり純資産額 (円)	5,314.48	5,690.49	5,748.63	5,778.90

(注) 1.当連結会計年度は、決算期変更（5月15日から2月末日）に伴い、9.5ヶ月の変則決算となっております。

2.第62期（2024年5月期）については、過年度決算訂正を反映した数値を記載しております。

#### (4) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、米国の堅調な内需や中国の経済対策が下支えとなり底堅い成長を維持するとみられます。日本経済は、個人消費が食料品高騰により伸び悩んでいるものの、賃金引上げの流れは続いており景気は持ち直しの動きが予想されます。

ドラッグストア業界においては、調剤や食品カテゴリーのニーズを取り込みながら出店継続により市場規模は拡大を続けていますが、生産性改善及び経費コントロールの取組みが収益力の企業間格差に大きく影響しております。

このような状況のなかで、当社は当面、前中期経営計画の店舗戦略、調剤戦略、P B戦略、D X戦略について改善を加えながら収益力の向上に取り組んでまいります。また、ウエルシアホールディングス株式会社及びイオン株式会社との経営統合を進め、統合シナジーの創出に向け対応してまいります。

以上により、次期の連結業績の予想といたしましては、売上高1兆1,134億円、営業利益511億円、経常利益503億円、親会社株主に帰属する当期純利益248億円を見込んでおります。

2026年2月期の重点方針は次のとおりです。

① 収益性を重視した店舗展開戦略

出店済み地域においてドミナント戦略の更なる推進を図るとともに、店舗開発管理部の設置など店舗管理体制を強化し、より質の高い新規出店を通じて収益性を高めてまいります。また既存店においても、新たな品種の導入やスクラップ・アンド・ビルドを継続的に行い、収益力改善を図ってまいります。さらにこれらと並行して、M&Aを含めた地域への展開拡大にも引き続き取り組んでまいります。

② 調剤薬局の新規開設推進と機能向上

既存店舗への併設を中心とした調剤薬局の新規出店を引き続き推進し、併設するドラッグストア店舗との連携強化によるヘルスケアサポート機能の充実を図ってまいります。システム面を含めた環境整備を進め、自社アプリを起点としたデータ連携などDXの取り組みを通じた治療効果増進・予防推進にも取り組んでまいります。

③ プライベートブランドを通じた企業価値・競争力向上

「くらしリズム」「くらしリズムMEDICAL」の開発・販売を推進し、ツルハグループを代表する優れた商品の開発とブランド育成を図るべく、大手メーカーとの共同開発、食品PBの開発の加速、健康志向や付加価値商品の開発を行ってまいります。同時に、環境配慮型商品の開発および環境配慮パッケージの採用にも取り組み、商品開発を通じた企業価値の向上を図ってまいります。

④ デジタル戦略の推進とIT基盤の強化

ドラッグストア業界最大の店舗網を活かし、顧客データプラットフォームを活用した顧客満足度向上と新規顧客の獲得を図る新たなマーケティングの展開に取り組んでまいります。このためには、MAツールによる販促施策やBIツールによる経営における意思決定プロセスの効率化に取り組んでまいります。

#### ⑤ サステナブル経営の推進

地域社会の一員である社員自身の自律的な成長を図るべく「人的資本経営」を策定し、人的資本の価値向上を通じた地域社会への更なる貢献を図るなど、引き続きSDGs（持続可能な開発目標）が掲げる持続可能な社会づくりに取り組んでまいります。同時に、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実により長期的な企業価値向上を目指します。

2026年2月期は、新規出店120店舗、閉店62店舗、期末店舗数2,716店舗を計画しております。また、当社はイオン株式会社とウエルシアホールディングス株式会社との経営統合を進め、各社の経営資源を最大限に活用して連携し、様々な分野でシナジーを発揮することを目指してまいります。

#### (5) 主要な事業内容（2025年2月28日現在）

当社は、グループ会社各社の経営指導および管理を行っております。

なお、当社グループは、当社、連結子会社11社で構成され、医薬品、化粧品、日用雑貨、食品等の販売および調剤薬局の経営に係る事業等を行っております。

(6) 主要な営業所 (2025年2月28日現在)

当社本社 札幌市東区北24条東20丁目1番21号

なお、当社グループ店舗数の状況は以下のとおりであります。

直営店舗2,658店舗 (その他 海外22店舗、フランチャイズ加盟店舗7店舗)

当社グループ直営店舗の分布状況 (地区および店舗数) は次のとおりであります。

都 道 府 県 別	店 舗 数
北海道	437店舗
大阪府	24店舗
青森県	67店舗
兵庫県	24店舗
岩手県	78店舗
和歌山県	18店舗
宮城県	148店舗
鳥取県	43店舗
秋田県	83店舗
島根県	57店舗
山形県	97店舗
岡山県	15店舗
福島県	120店舗
広島県	201店舗
茨城県	51店舗
山口県	58店舗
栃木県	35店舗
徳島県	25店舗
埼玉県	9店舗
香川県	51店舗
千葉県	151店舗
愛媛県	119店舗
東京都	162店舗
高知県	30店舗
福岡県	104店舗
神奈川県	39店舗
佐賀県	6店舗
新潟県	30店舗
長崎県	7店舗
山梨県	32店舗
長野県	19店舗
熊本県	12店舗
静岡県	102店舗
大分県	9店舗
愛知県	11店舗
宮崎県	11店舗
滋賀県	5店舗
鹿児島県	37店舗
京都府	5店舗
沖縄県	46店舗
計	2,658店舗

(7) 従業員の状況 (2025年2月28日現在)

① 当社グループの状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	5,538名	△142名	38歳 11ヵ月	14年 4ヵ月
女 性	5,776名	△177名	34歳 1ヵ月	10年 2ヵ月
合計または平均	11,314名	△319名	36歳 6ヵ月	12年 2ヵ月

(注) 上記従業員数には、社外への出向者16名を含み、嘱託542名およびパートタイマーは含めておりません。なお、パートタイマーの年間平均人数は21,333名(1日1人8時間換算)であります。

② 当社の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	164名	8名	46歳 6ヵ月	20年 4ヵ月
女 性	47名	9名	45歳 4ヵ月	19年 3ヵ月
合計または平均	211名	17名	46歳 3ヵ月	20年 1ヵ月

(注) 1. 上記従業員数には、嘱託およびパートタイマーは含めておりません。なお、パートタイマーの年間平均人数は2名(1日1人8時間換算)、嘱託は18名であります。

2. 上記従業員数には、当社グループからの出向者125名、当社グループへの出向者2名を含んでおりません。

(8) 主要な借入先 (2025年2月28日現在)

借 入 先	借 入 額
(株) 三 井 住 友 銀 行	25,000百万円
(株) 北 洋 銀 行	6,000百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	5,375百万円
(株) 三 菱 U F J 銀 行	1,500百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 新株予約権等に関する事項

### ① 当事業年度末日における当社役員の新株予約権等の保有状況

発行回数 (株式報酬型 ストック オプション)	新株予約権 の数 (新株 予約権1個に つき200株)	目的となる 株式の数	新株予約 権の払込 金額	行使 価額	行使期間	当社役員の保有状況			
						区分	新株予約権 の数	目的である 株式の数	保有 者数
2008年 新株予約権	44個	8,800株	無償	1円	2008年9月26日から 2028年9月25日まで	取締役 (監査等委員およ び社外取締役を除く)	4個	800株	1名
						社外取締役	—	—	—
						取締役 (監査等委員)	7個	1,400株	1名
2009年 新株予約権	48個	9,600株	無償	1円	2009年9月26日から 2029年9月25日まで	取締役 (監査等委員およ び社外取締役を除く)	8個	1,600株	1名
						社外取締役	—	—	—
						取締役 (監査等委員)	8個	1,600株	1名
2010年 新株予約権	53個	10,600株	無償	1円	2010年9月28日から 2030年9月27日まで	取締役 (監査等委員およ び社外取締役を除く)	9個	1,800株	1名
						社外取締役	—	—	—
						取締役 (監査等委員)	9個	1,800株	1名
2011年 新株予約権	71個	14,200株	無償	1円	2011年9月28日から 2031年9月27日まで	取締役 (監査等委員およ び社外取締役を除く)	18個	3,600株	2名
						社外取締役	—	—	—
						取締役 (監査等委員)	9個	1,800株	1名
2012年 新株予約権	68個	13,600株	無償	1円	2012年9月28日から 2032年9月27日まで	取締役 (監査等委員およ び社外取締役を除く)	14個	2,800株	2名
						社外取締役	—	—	—
						取締役 (監査等委員)	8個	1,600株	1名
2013年 新株予約権	33個	6,600株	無償	1円	2013年9月28日から 2033年9月27日まで	取締役 (監査等委員およ び社外取締役を除く)	7個	1,400株	2名
						社外取締役	—	—	—
						取締役 (監査等委員)	4個	800株	1名
2014年 新株予約権	32個	6,400株	無償	1円	2014年9月28日から 2034年9月27日まで	取締役 (監査等委員およ び社外取締役を除く)	7個	1,400株	2名
						社外取締役	—	—	—
						取締役 (監査等委員)	3個	600株	1名
2015年 新株予約権	20個	4,000株	無償	1円	2015年9月29日から 2035年9月28日まで	取締役 (監査等委員およ び社外取締役を除く)	5個	1,000株	2名
						社外取締役	—	—	—
						取締役 (監査等委員)	2個	400株	1名
2016年 新株予約権	22個	4,400株	無償	1円	2016年9月27日から 2036年9月26日まで	取締役 (監査等委員およ び社外取締役を除く)	5個	1,000株	2名
						社外取締役	—	—	—
						取締役 (監査等委員)	1個	200株	1名

(注) 取締役 (監査等委員) 保有分は、当社の取締役の地位にあったときに付与されたものであります。

- ② 当事業年度中の従業員等に対する新株予約権等の交付の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 会計監査人の状況

### ① 名称

有限責任監査法人 トーマツ

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任 あずさ監査法人は、2024年8月9日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

### ② 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	62百万円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	110百万円

- (注) 1. 当社の会計監査人を設置している全体的子会社につきましても有限責任監査法人 トーマツが会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬の額について同意しております。
4. 当連結会計年度において、前任監査人である有限責任 あずさ監査法人に対し、前連結会計年度の監査に係る追加報酬及び後任監査人への監査業務引継ぎに係る報酬として24百万円を支払っております。また、金融商品取引法に基づく当社の過年度決算の訂正に係る監査業務に対する報酬等として199百万円あります。

### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合に会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また監査等委員会が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨の報告をいたします。

④ 責任限定契約の内容と概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を上限としております。

## 業務の適正を確保するための体制および運用状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会で決議しております。この基本方針に基づき、業務の適正性を確保するための整備および運用を行っております。今後もより効率的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

- ① 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - a) 当社および当社子会社の取締役、使用人の職務権限の範囲を明確にした「職務権限規程」および「分掌業務と権限」を制定およびこれを周知し、職務の遂行が法令および定款に適合する体制の確立を進めております。
  - b) 「コンプライアンス規程」を制定およびこれを周知し、法令（行政上の通達・指針等を含む。）、社内規則および企業倫理の遵守体制の確立を進めております。
  - c) 「内部通報規程」を制定し、職制に沿った伝達経路とは別に業務執行部門から独立した通報体制を整備しております。また社内外の通報に対しては、執行部門から独立したコンプライアンス統括グループを通報受領者とし、必要に応じて通報内容が取締役に適切に伝達される体制を運用しております。
  
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
「文書管理規程」を制定し、取締役会議事録を含めた取締役の業務執行に係る文書について過年度を含め、必要に応じて10年間は閲覧可能な管理を行い、取締役に対し常に必要な情報が得られる体制を運用しております。

③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および当社子会社を取り巻くリスクを以下の項目で分類し、これに対応するための「リスク・マネジメント規程」を制定しリスクを早期に捉え、かつ迅速に対応し会社に与える損害を最小限にするための体制を整備しております。

不測の事態が発生した場合には、当社社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を運用しております。

- イ) 物に関するリスク（会社の資産等）
- ロ) 人に関するリスク（経営者、従業員）
- ハ) 経営に関するリスク
- ニ) 情報に関するリスク
- ホ) その他 法令違反に関するリスク

④ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a) 当社および当社子会社内の組織の役割および職位に応じた権限を明確化した「職務権限規程」および「分掌業務と権限」を制定およびこれを周知し、職務遂行の効率的な運営を図るとともに責任体制の確立をすすめております。
- b) 「取締役会規程」を制定し、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略の意思決定を迅速に行う運用を図っております。
- c) 「グループ執行会議規程」を制定し、月1回定期に当社および当社子会社の取締役および執行役員で構成する「グループ執行会議」を開催し、当社および当社子会社の取締役および執行役員が経営執行の基本方針、基本計画その他、経営に関する重要事項を円滑に伝達され執行決定を行う運用を図っております。

- ⑤ 当社および当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a) 当社の「内部統制システム構築の基本方針」を適用し、当社および当社子会社からなる企業集団の内部統制システムの構築を行うため、当社取締役および執行役員からなる「内部統制委員会」を組織し内部統制システムの運用状況について独立的評価を行っております。また執行部門から独立した監査室を設置し、執行部門に対する監視活動を行っております。
  - b) 「グループ執行会議規程」を制定し、月1回定期に当社および当社子会社の取締役および執行役員で構成する「グループ執行会議」を開催し、経営に関する重要事項が適切に報告される運用を図っております。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及び他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- 「監査等委員会規程」を制定し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の採用、異動、人事考課、給与及び懲戒については、あらかじめ監査等委員の同意を要するものとし、独立性を確保することとしております。
- ⑦ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- 「監査等委員会規程」を制定し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は監査等委員会の指示により業務執行を行うこととし監査等委員会の指示の実効性を確保することとしております。

- ⑧ 当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告したことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保する体制

監査等委員会および監査等委員、監査等委員会の職務を補助すべき使用人への報告に対する体制整備のため、以下の内容を「監査等委員会規程」を制定し、適切に運用するものとしています。

- a) 監査等委員会は、当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を要求並びに当社および当社子会社の業務及び財産の調査を行えるものとする。
- b) 監査等委員会、監査等委員および監査等委員会の職務を補助すべき使用人から報告を求められたときは、適切な報告を行うものとする。
- c) 監査等委員会、監査等委員および監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対し報告を行った者が、いかなる不利益も受けない体制を確保する。
- ⑨ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は監査等委員及び監査等委員会の職務を補助すべき使用人に監査上の諸費用が発生した場合、会社は当該費用を負担するものとしており、着手金等の前払い、および事後的に発生した費用の償還についても同様とするものとしております。

⑩ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、会計監査人から定期的に報告をうけるとともに、内部監査部門から年4回定期的に監査等委員会に対して内部統制システムの構築状況および内部監査の状況について報告を求め、効果的な監査業務体制を確保しております。（当年度は決算期変更に伴い、9.5ヶ月決算となったことから3回の報告となっております。）

⑪ 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

当社は、当社および子会社の財務報告の信頼性を確保するため、当社取締役および執行役員からなる「内部統制委員会」を年4回定期的に開催し決算・財務報告に係る内部統制の評価を行い金融商品取引法およびその他関係法令等が求める財務報告の適正性を確保するための体制を整備および運用しております。当年度は5回の内部統制委員会を開催しております。

⑫ 反社会的勢力の排除に向けた体制の整備

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいずれの勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応します。

## 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化および将来の事業展開を勘案しながら、株主利益重視の見地から安定した配当を行うことを基本方針とし、さらに配当性向を考慮した利益配分を実施してまいりたいと考えております。

内部留保資金につきましては、店舗の新設および増床・改装に伴う設備投資やM&Aも含めた成長など、将来の企業価値を高めるための投資に向けて、備えていく方針であります。

今後も、中長期的な視点にたつて、持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金については当期業績を踏まえて112.0円の配当とさせていただきます。すでに、2025年1月10日に実施済みの中間配当金1株当たり155.0円とあわせまして、年間配当金は1株当たり267円となります。

# 連結貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>		<b>流 動 負 債</b>	
現金及び預金	92,739	買掛金	139,398
売掛金	41,180	短期借入金	5,000
商品	149,090	1年内返済予定の長期借入金	4,950
原材料及び貯蔵品	104	未払入金	10,517
その他の	19,770	リース債務	1,896
貸倒引当金	△73	未払法人税等	6,396
<b>流動資産合計</b>	<b>302,811</b>	契約負債	18,849
<b>固 定 資 産</b>		賞与引当金	6,672
<b>有 形 固 定 資 産</b>		役員賞与引当金	461
建物及び構築物	83,612	ポイント引当金	296
工具、器具及び備品	15,527	店舗閉鎖損失引当金	745
土地	16,011	その他の	11,461
リース資産	19,442	<b>流動負債合計</b>	<b>206,646</b>
建設仮勘定	3,348	<b>固 定 負 債</b>	
その他の	0	長期借入金	27,925
<b>有形固定資産合計</b>	<b>137,942</b>	リース債務	23,993
<b>無 形 固 定 資 産</b>		繰延税金負債	2,279
のれん	19,773	退職給付に係る負債	1,324
ソフトウェア	7,276	資産除去債務	7,554
その他の	1,245	店舗閉鎖損失引当金	2,707
<b>無形固定資産合計</b>	<b>28,295</b>	その他の	4,553
<b>投資その他の資産</b>		<b>固定負債合計</b>	<b>70,338</b>
投資有価証券	31,942	<b>負 債 合 計</b>	<b>276,984</b>
繰延税金資産	6,632	<b>純 資 産 の 部</b>	
退職給付に係る資産	209	<b>科 目</b>	<b>金 額</b>
差入保証金	71,076	株 主 資 本	
その他の	4,506	資 本 金	11,626
貸倒引当金	△54	資 本 剰 余 金	21,541
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>114,312</b>	利 益 剰 余 金	232,706
<b>固 定 資 産 合 計</b>	<b>280,550</b>	自 己 株 式	△5,315
<b>資 産 合 計</b>	<b>583,362</b>	株 主 資 本 合 計	260,558
		その他の包括利益累計額	
		その他有価証券評価差額金	20,503
		退職給付に係る調整累計額	175
		その他の包括利益累計額合計	20,678
		新 株 予 約 権	866
		非 支 配 株 主 持 分	24,273
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>306,377</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>583,362</b>

## 連結損益計算書

(2024年5月16日から  
2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	845,603
売上	588,063
販売費及び一般管理費	257,540
営業外収益	219,645
受補備受そ	37,894
営業外取	88
取物品取	245
配金受賃の	256
の	400
費	252
の	539
利	1,784
息	1,451
金	386
入	1,837
当	37,840
収	48
贈	1,165
貸	3,830
料	278
他	5,323
用	85
利	3
息	10,743
他	3,110
益	840
益	14,782
特	28,381
別	13,236
利	△3,469
益	9,767
特	18,613
別	1,406
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,207
別	17,207
利	17,207
益	17,207
特	17,

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年5月16日から  
2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	11,535	21,449	231,896	△5,314	259,567
誤謬の訂正による累積的影響額			△2,361		△2,361
誤謬の訂正を反映した当期首残高	11,535	21,449	229,535	△5,314	257,205
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	91	91			182
剰 余 金 の 配 当			△14,035		△14,035
親会社株主に帰属する当期純利益			17,207		17,207
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	91	91	3,171	△1	3,352
当 期 末 残 高	11,626	21,541	232,706	△5,315	260,558

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	22,150	207	22,358	2,017	23,799	307,743
誤謬の訂正による累積的影響額			-		△84	△2,446
誤謬の訂正を反映した当期首残高	22,150	207	22,358	2,017	23,715	305,297
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						182
剰 余 金 の 配 当						△14,035
親会社株主に帰属する当期純利益						17,207
自 己 株 式 の 取 得						△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,647	△32	△1,679	△1,150	558	△2,272
当 期 変 動 額 合 計	△1,647	△32	△1,679	△1,150	558	1,080
当 期 末 残 高	20,503	175	20,678	866	24,273	306,377

## 【連結注記表】

1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の数 11社

連結子会社の名称

(株)ツルハ

(株)くすりの福太郎

(株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本

(株)レデイ薬局

(株)杏林堂グループ・ホールディングス

(株)杏林堂薬局

(株)ドラッグイレブン

(株)ツルハグループマーチャングアイジング

(株)ツルハフィナンシャルサービス

(株)ツルハ酒類販売

(株)セベラル

(連結の範囲の変更)

(株)ビー・アンド・ディーについては、2024年5月16日付で(株)ツルハを存続会社、(株)ビー・アンド・ディーを消滅会社とする吸収合併を行ったため、連結の範囲から除いております。

また、(株)広島中央薬局については、2025年2月1日付で(株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本を存続会社、(株)広島中央薬局を消滅会社とする吸収合併を行ったため、(株)ツルハファーマシーについては、2024年8月16日付で(株)ツルハを存続会社、(株)ツルハファーマシーを消滅会社とする吸収合併を行ったため、それぞれ連結の範囲から除いております。

#### ② 主要な非連結子会社の名称

Tsuruha (Thailand) Co.,Ltd.

TSURUHA VIETNAM JOINT STOCK COMPANY

TSURUHA DRUGSTORE VIETNAM CO.,LTD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ① 持分法を適用した非連結子会社および関連会社

該当事項はありません。

- ② 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社のうち、主要な会社等の名称  
 Tsuruha (Thailand) Co.,Ltd.  
 TSURUHA VIETNAM JOINT STOCK COMPANY  
 TSURUHA DRUGSTORE VIETNAM CO.,LTD.

(持分法適用から除いた理由)

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、すべて連結決算日と一致しております。

なお、当社及び連結子会社は2025年2月期より決算期（事業年度の末日）を5月15日から2月末日へ変更しております。

- (4) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

月次移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ただし、調剤に用いる薬剤等は売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）および2016年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～47年

工具、器具及び備品 2～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年5月15日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を吟味し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、実際支給見込額のうち、当連結会計年度負担分を引当計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額を引当計上しております。

ニ. ポイント引当金

当社の子会社が運営するポイント制度に関して、商品の販売以外で顧客に付与したポイントの使用に備えるため、将来行使されると見込まれる額を計上しております。

ホ. 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年～8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

イ. 商品の販売に係る収益認識 当社の子会社では、医薬品、化粧品、雑貨、食品等を販売しております。このような商品の販売においては、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

また、これらのうち受託販売等、当社及び子会社の役割が代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受け取る対価の総額から委託者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

なお、対価の受領は、原則、商品を顧客に引き渡した時点で行っており、重要な金融要素の調整は行っておりません。

ロ. 子会社が運営するポイント制度に係る収益認識

当社の子会社が運営するポイント制度に関しては、商品の販売に伴う付与ポイント相当額を履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントの使用時及び失効時に収益を認識しております。

ハ. 他社が運営するポイント制度に係る収益認識

他社が運営するポイント制度に関しては、取引価格から商品の販売に伴う付与ポイント相当額を差し引いた金額で収益を認識しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、合理的な年数（5年～20年）で均等償却しております。

なお、重要性のないものについては一括償却しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「受取保険金」(当連結会計年度44百万円)および「営業外費用」の「中途解約違約金」(当連結会計年度140百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

##### 固定資産の減損

###### (1) 連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	137,942百万円
無形固定資産(のれんを除く)	8,522百万円
投資その他の資産	2,201百万円
減損損失	10,743百万円

(注)投資その他の資産のうち、固定資産の減損対象となるのは、一部の差入保証金及び「その他」に含まれる長期前払費用であります。

###### (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗を基本単位とし、賃貸資産および遊休資産については物件ごとに資産のグルーピングをしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている店舗及び土地や、土地の時価の下落が著しい店舗等を減損の兆候がある資産グループとし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額の算定は使用価値によっておりますが、割引前将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスである場合は、使用価値は零として算定しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度実績や外部環境および内部環境を考慮して作成した、各店舗の予算計画を基礎として行っており、当該計画には、開店後の年数経過に伴う売上高の成長及び売上総利益の改善を主要な仮定として織り込んでおります。

これらの主要な仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の減損損失の認識の要否の判定および測定される減損損失の金額に、重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 株式会社杏林堂グループ・ホールディングスののれんに係る減損の認識判定

### (1) 連結計算書類に計上した金額

のれん	8,047百万円
-----	----------

### (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(株)杏林堂グループ・ホールディングスに係るのれんについて、競争環境の激化により株式取得時の事業計画を下回る実績となり、減損の兆候があるため、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額を上回っているため、減損損失を認識しておりません。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、中期事業計画等を基礎として行っており、当該事業計画には、新店による売上高の増加及び売上総利益の改善を主要な仮定として織り込んでおります。

これらの主要な仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要になった場合には、翌連結会計年度の減損損失の認識の要否の判定及び測定される減損損失の金額に、重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 5. 誤謬の訂正に関する注記

当連結会計年度において、過年度における店舗の賃貸借契約等に関連する会計処理に誤りがあることが判明したため、誤謬の訂正を行っております。これにより、当連結会計年度の期首の利益剰余金が2,361百万円、非支配株主持分が84百万円減少しております。

## 6. 追加情報

### (決算日後における法人税等の税率の変更)

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は当連結会計年度の計算において使用した30.4%から2027年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、31.3%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

## 7. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 116,661百万円

### (2) 保証債務

連結子会社の(株)ツルハは一部の店舗の差入保証金17百万円について、金融機関および貸主との間で代位預託契約を締結しております。当該契約に基づき、金融機関は、貸主に対して差入保証金相当額17百万円を同社に代わって預託しており、(株)ツルハは貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式

49,557,068株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月21日 取締役会	普通株式	6,492	133.5	2024年5月15日	2024年7月23日
2024年12月19日 取締役会	普通株式	7,543	155.0	2024年11月15日	2025年1月10日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生予定日
2025年4月11日 取締役会	普通株式	5,450	利益剰余金	112.0	2025年2月28日	2025年5月8日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	当連結会計年度末株式数
2008年新株予約権	普通株式	8,800株
2009年新株予約権	普通株式	9,600株
2010年新株予約権	普通株式	10,600株
2011年新株予約権	普通株式	14,200株
2012年新株予約権	普通株式	13,600株
2013年新株予約権	普通株式	6,600株
2014年新株予約権	普通株式	6,400株
2015年新株予約権	普通株式	4,000株
2016年新株予約権	普通株式	4,400株
第11回新株予約権	普通株式	475,800株
合計		554,000株

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、元本の回収確実性を最重視し、かつ常識的な運用益が得られるような商品で運用しております。金融機関の選定についても信用面に留意しつつ、安全性の確保に努めております。

投資有価証券は政策的に保有する株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券(*2)	31,293	31,293	—
(2) 差入保証金	70,564	62,898	△7,665
資産計	101,857	94,191	△7,665
(3) 長期借入金(*3)	32,875	32,462	△412
負債計	32,875	32,462	△412

(\*1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	649

(\*3) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区 分	時 価 (百万円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
投 資 有 価 証 券				
そ の 他 有 価 証 券				
株 式	29,884	—	—	29,884
そ の 他	—	1,409	—	1,409
資 産 計	29,884	1,409	—	31,293

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価 (百万円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
差 入 保 証 金	—	62,898	—	62,898
資 産 計	—	62,898	—	62,898
長 期 借 入 金	—	32,462	—	32,462
負 債 計	—	32,462	—	32,462

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、期末から返還までの見積り期間に基づき、将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を国債利率に与信管理上の信用リスクを加味した適切な利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 10. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

		金額 (百万円)
商 品	医 薬 品	200,746
	化 粧 品	117,511
	雑 貨	220,139
	食 品	219,071
	そ の 他	84,470
小 計		841,940
手 数 料 収 入 等		2,611
顧 客 と の 契 約 か ら 生 じ る 収 益		844,551
そ の 他 の 収 益		1,051
外 部 顧 客 へ の 売 上 高		845,603

- (注) 1. 「その他」の主な内容は、育児用品・健康食品・医療用具等であります。  
 2. 「その他の収益」は、不動産賃貸収入等であります。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しております。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

	当連結会計年度(百万円)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	47,504
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	41,180
契約負債(期首残高)	16,608
契約負債(期末残高)	18,849

契約負債は、当社の子会社が運営するポイント制度に関して、商品の販売に伴い顧客に付与したポイント相当額を履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行ったものであります。ポイントの使用時及び失効時に収益を認識し、契約負債を取り崩します。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首残高の契約負債に含まれていた額は、9,282百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務は、当社の子会社が運営するポイント制度に関して、商品の販売に伴い顧客に付与したポイントに関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度(百万円)
1年以内	11,252
1年を超	7,596
合計	18,849

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	5,778円90銭
1株当たり当期純利益	353円67銭

## 12. 企業結合等に関する注記

(共通支配下の取引等)

### 連結子会社間の吸収合併

当社は2023年12月8日開催の取締役会において、当社連結子会社の株式会社ツルハを存続会社、当社の連結子会社である株式会社ビー・アンド・ディーを消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、2024年5月16日付で当該吸収合併を行いました。

吸収合併の概要は、次のとおりであります。

#### (1) 取引の概要

##### ①結合当事企業の名称及びその事業の内容

###### i. 吸収合併存続会社

結合企業の名称	株式会社ツルハ
事業の内容	ドラッグストア・調剤薬局の経営

###### ii. 吸収合併消滅会社

被結合企業の名称	株式会社ビー・アンド・ディー
事業の内容	ドラッグストア・調剤薬局の経営

##### ②企業結合日

2024年5月16日（効力発生日）

##### ③企業結合の法的形式

株式会社ツルハを吸収合併存続会社、株式会社ビー・アンド・ディーを吸収合併消滅会社とする吸収合併

##### ④結合後企業の名称

株式会社ツルハ

##### ⑤その他取引の概要に関する事項

株式会社ビー・アンド・ディーは2024年5月15日現在愛知県内で80店舗のドラッグストア、調剤薬局を展開しております。同社は2018年5月にツルハグループの一員となって以来愛知県内で積極的にドミナント化を行ってまいりましたが、このたびツルハグループの中核会社であり全国への出店を進めている株式会社ツルハが株式会社ビー・アンド・ディーを吸収合併する事により、ツルハグループの経営効率化を進め、愛知県内における営業基盤の一層の強化を図るものです。

#### (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

### 13. 重要な後発事象に関する注記

(資本業務提携に係る最終契約書の締結)

当社は、2025年4月11日開催の取締役会において、イオン株式会社（以下「イオン」といいます。）及びウエルシアホールディングス株式会社（以下「ウエルシアHD」といいます。）との間で、資本業務提携に係る最終契約（以下「本資本業務提携最終契約」といいます。）を締結することを決議し、同日付で本資本業務提携最終契約を締結しました。

#### (1) 資本業務提携の目的

当社、イオン及びウエルシアHDは、2024年2月28日付で日本のみならずA S E A N（東南アジア諸国連合）をはじめとするグローバル規模において、人々の未病、予防、治療に従事し、健康寿命の延伸に貢献することにより、地域生活者のより高次なヘルス&ウエルネスの実現を目的としたツルハHD及びウエルシアHDの経営統合（以下「本経営統合」）を含むイオン、ツルハHD及びウエルシアHDの資本業務提携（以下「本資本業務提携」）の協議を開始することに合意しました。そして、本資本業務提携が、地域生活者のより高次なヘルス&ウエルネスを実現することにつながると判断し、2025年4月11日付で本資本業務提携最終契約の締結を決定しました。これにより、日本最大のドラッグストア連合体を創成し、競争力の獲得、アジアNo.1のグローバル企業への成長を目指すとともに、そこで働く従業員の限りない成長機会を創出していきます。

#### (2) 本資本業務提携最終契約に定める資本業務提携の内容

##### ① 資本提携の内容

当社、イオン及びウエルシアHDは、本資本業務提携として、以下の取引を実施します。  
これらの各取引により、ウエルシアHDは当社の完全子会社となります。また、イオンは、自らが保有する当社株式に係る議決権の数の割合（以下「議決権割合」といいます。）が50.9%となるよう、当社株式を取得することで、当社を連結子会社とする（以下「本連結子会社化」といいます。）とともに、当社は、イオングループのヘルス&ウエルネス事業を牽引する中核子会社となります。

イ. イオンは、法令等に基づき必要なクリアランス・許認可等を取得したこと等の条件が充足することを前提に、野村證券株式会社より当社株式3,530,000株を取得します。これにより、イオンが保有する当社株式は、既に保有している当社株式9,675,200株と合わせて13,205,200株（所有割合は26.83%）となり、当社はイオンの持分法適用関連会社となる予定です。

- ロ. 2025年4月11日付で当社及びウエルシアHDが締結した、当社を株式交換完全親会社とし、ウエルシアHDを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に係る契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、法令等に基づき必要なクリアランス・許認可等を取得したこと、及び、各当事会社の株主総会における承認を取得したこと等の条件が充足することを前提に、2025年12月1日を効力発生日（予定）として、本株式交換を実施します。なお、当社は、2025年9月1日を効力発生日として、当社株式1株を5株とする株式分割（以下「本株式分割」といいます。）を行う予定です。
- ハ. 本株式交換の効力発生により、イオンが保有する当社株式の議決権割合が50.9%とならなかった場合には、イオンは、本株式交換の効力発生日以後速やかに、当社株式への公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始するとともに、本公開買付けの決済を行い、イオンが保有する当社株式の議決権割合が50.9%となるよう、当社株式を取得します。なお、本公開買付けは2026年1月に完了することを見込んでおります。
- ニ. 本公開買付けの決済後において、イオンが保有する当社株式の議決権割合が50.9%とならなかった場合には、当社及びイオンは、その対応について別途協議し、合意により決定します。
- ② 業務提携の内容
- 本資本業務提携最終契約において、当社、イオン及びウエルシアHDが合意している業務提携（以下「本業務提携」といいます。）の内容は以下のとおりです。
- (i) 店舗開発、調剤併設化等に関する相互協力
  - (ii) 商品や電力の仕入れ・開発等の相互協力
  - (iii) 物流効率化の相互協力
  - (iv) 決済・ポイントシステム・デジタルマーケティング・保険等に関する提携
  - (v) プライベートブランド商品の共同開発や相互供給の推進
  - (vi) DX・ECの推進等に関する相互協力
  - (vii) 経営ノウハウの交流
  - (viii) フード&ドラッグ業態の研究と推進
  - (ix) 人材及び人事情報の交流

### (3) 本資本業務提携の相手先の概要

#### ① イオン

① 名称	イオン株式会社
② 所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
③ 代表者の役職・氏名	取締役兼代表執行役社長 吉田 昭夫
④ 事業内容	小売、ディベロッパー、金融、サービス及びそれに関連する事業を営む会社の株式又は持分を保有することによる当該会社の事業活動の管理

#### ② ウエルシアHD

① 名称	ウエルシアホールディングス株式会社
② 所在地	東京都千代田区外神田二丁目2番15号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役兼社長執行役員最高業務執行責任者 桐澤 英明
④ 事業内容	調剤併設型ドラッグストアチェーンの運営を行う子会社及びグループ会社の経営管理等

### (4) 資本業務提携の日程

2024年2月28日付資本業務提携契約の締結日	2024年2月28日
本資本業務提携最終契約締結の代表執行役決定日（イオン） 本資本業務提携最終契約及び本株式交換契約締結の取締役会決議日（当社・ウエルシアHD）	2025年4月11日
本資本業務提携最終契約及び本株式交換契約の締結日	2025年4月11日
イオンによる当社株式の追加取得	2025年5月頃（予定）
本株式交換契約の承認に係る当社株主総会	2025年5月26日（予定）
本株式交換契約の承認に係るウエルシアHD株主総会	2025年5月27日（予定）
ウエルシアHDの上場廃止	2025年11月27日（予定）
本株式交換の効力発生	2025年12月1日（予定）
本公開買付けの開始	2025年12月上旬（予定）

(株式交換契約の締結)

当社及びウエルシアHDは、2025年4月11日付の両社の取締役会決議により、経営統合の一環として、当社を株式交換完全親会社とし、ウエルシアHDを株式交換完全子会社とする株式交換に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

(1) 本件株式交換の概要

① 株式交換完全子会社の名称及び事業の内容

株式交換完全子会社の名称	ウエルシアホールディングス株式会社
事業の内容	ドラッグストア事業の展開・運営

② 本株式交換の目的

当社、イオン及びウエルシアHDは、連結注記表「13.重要な後発事象に関する注記（資本業務提携に係る最終契約書の締結）」に記載の本資本業務提携最終契約を締結しました。本資本業務提携の一環として本株式交換を行うものです。

③ 本株式交換の効力発生日

2025年12月1日

④ 株式交換の方式

本株式交換は、両社の株主総会の承認並びに競争法上必要なクリアランス・許認可等の取得が完了することを前提に、当社を株式交換完全親会社、ウエルシアHDを株式交換完全子会社とする方法により行います。

(2) 株式の交換比率及び算定方法並びに交付する株式数

① 株式の種類及び交換比率並びに交付株式数

	当社 (株式交換完全親会社)	ウエルシアHD (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1.15
		(ご参考：株式分割考慮前) 0.23
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式237,416,868株 (予定)	

(注) 本株式交換により交付する株式として当社が保有する自己株式を充当しました。

② 株式交換比率の算定方法

当社及びウエルシアHDは、本株式交換比率算定に当たり、公平性を期すため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関に本株式交換比率の算定・分析を依頼し、慎重に協議・検討を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、当社株主の皆様の利益に資するものと判断いたしました。

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は2025年4月11日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議いたしました。

(1) 株式分割

① 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位あたりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的とするものです。

② 株式分割の概要

イ. 株式分割の方法

2025年8月31日(日) (同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上8月29日(金))を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき5株の割合をもって分割いたします。

ロ. 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	49,557,068株
今回の株式分割により増加する株式数	198,228,272株
株式分割後の発行済株式総数	247,785,340株
株式分割後の発行可能株式総数	760,000,000株

(注) 上記の発行済株式総数は2025年2月28日現在のものです。新株予約権の行使等により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

③ 株式分割の日程

基準日公告日	2025年8月15日(金)
基準日	2025年8月31日(日)
効力発生日	2025年9月1日(月)

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりです。

	当連結会計年度 (自2024年5月16日 至2025年2月28日)
1株当たり当期純利益	70円73銭

(2) 株式分割に伴う定款の一部変更

① 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、2025年9月1日(月)をもって当社定款の一部を変更いたします。

② 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>152,000,000株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>760,000,000株</u> とする。

③ 変更の日程

効力発生日 2025年9月1日(月)

# 貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>		<b>流 動 負 債</b>	
現金及び預金	24,957	短期借入金	5,000
売掛金	931	1年内返済予定の長期借入金	1,500
貯蔵品	0	未払金	2,116
関係会社短期貸付金	4,978	未払費用	76
その他	1,432	未払法人税等	13
貸倒引当金	△178	預り金	56
<b>流動資産合計</b>	<b>32,121</b>	賞与引当金	68
<b>固 定 資 産</b>		役員賞与引当金	182
<b>有 形 固 定 資 産</b>		その他	63
建物	0	<b>流動負債合計</b>	<b>9,077</b>
工具、器具及び備品	32	<b>固 定 負 債</b>	
<b>有形固定資産合計</b>	<b>32</b>	長期借入金	26,000
<b>無 形 固 定 資 産</b>		その他	9
ソフトウェア	6,807	<b>固定負債合計</b>	<b>26,009</b>
その他	177	<b>負債合計</b>	<b>35,086</b>
<b>無形固定資産合計</b>	<b>6,985</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投資その他の資産</b>		<b>科 目</b>	<b>金 額</b>
関係会社株式	124,754	<b>株 主 資 本</b>	
繰延税金資産	213	資 本 金	11,626
関係会社長期貸付金	5,000	資 本 剰 余 金	
その他	200	資 本 準 備 金	44,909
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>130,168</b>	その他資本剰余金	2,452
<b>固 定 資 産 合 計</b>	<b>137,186</b>	<b>資本剰余金合計</b>	<b>47,362</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>169,307</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	
		利 益 準 備 金	15
		その他利益剰余金	79,666
		別 途 積 立 金	861
		繰 越 利 益 剰 余 金	78,804
		<b>利益剰余金合計</b>	<b>79,681</b>
		<b>自 己 株 式</b>	△5,316
		<b>株 主 資 本 合 計</b>	<b>133,353</b>
		新 株 予 約 権	866
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>134,220</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>169,307</b>

## 損益計算書

(2024年5月16日から  
2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収入	23,317
営業費用	7,612
営業利益	15,705
営業外収益	
受取利息	12
受取配当金	5
貸倒引当金戻入益	15
その他	8
営業外費用	
支払利息	57
貸倒引当金繰入額	22
その他	16
経常利益	15,652
特別利益	
新株予約権戻入益	1,165
特別損失	
過年度決算訂正関連費用	840
税引前当期純利益	15,977
法人税、住民税及び事業税	13
法人税等調整額	△158
当期純利益	16,123

## 株主資本等変動計算書

(2024年5月16日から  
2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	11,535	44,818	2,452	47,270	15	861	76,717	77,593	△5,314	131,085
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行	91	91		91						182
剰 余 金 の 配 当							△14,035	△14,035		△14,035
当 期 純 利 益						16,123	16,123	16,123		16,123
自 己 株 式 の 取 得									△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	91	91	-	91	-	-	2,087	2,087	△1	2,268
当 期 末 残 高	11,626	44,909	2,452	47,362	15	861	78,804	79,681	△5,316	133,353

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	2,017	133,102
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		182
剰 余 金 の 配 当		△14,035
当 期 純 利 益		16,123
自 己 株 式 の 取 得		△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,150	△1,150
当 期 変 動 額 合 計	△1,150	1,117
当 期 末 残 高	866	134,220

## 【個別注記表】

1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）および2016年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 5～10年

無形固定資産

定額法

なお、自社使用のソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づく定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を吟味し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、実際支給見込額のうち、当事業年度負担分を引当計上しております。

#### ③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額を引当計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、子会社への経営指導を行っており、役務提供を実施した時点で収益を認識しております。

なお、対価の受領は、通常は1年以内で行っており、重要な金融要素の調整は行っておりません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

前事業年度において、独立掲記していた「無形固定資産」の「ソフトウェア仮勘定」(当事業年度177百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(株)杏林堂グループ・ホールディングス株式の評価

#### (1) 計算書類に計上した金額

関係会社株式 23,089百万円

#### (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(株)杏林堂グループ・ホールディングスについて、競争環境の激化により当期純利益が株式取得時の事業計画を下回る実績となっておりますが、超過収益力等を反映した実質価額と取得価額を比較した結果、実質価額は著しく低下していないと判定し、評価損は計上しておりません。

実質価額は著しく低下していないという判定は、中期事業計画等を基礎として行っており、当該事業計画には、新店による売上高の増加及び売上総利益の改善を主要な仮定として織り込んでおります。

これらの主要な仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要になった場合には、翌事業年度の評価損の認識要否の判定及び測定される評価損の金額に、重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 5. 追加情報

連結注記表「6. 追加情報」に記載しているため、注記を省略しております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	204百万円
(2) 保証債務	
他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。	
(株)ツルハ	2,625百万円
(株)ドラッグイレブン	2,750百万円
合計	5,375百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	775百万円
短期金銭債務	6百万円
長期金銭債務	8百万円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

    営業取引高

        営業収入 23,291百万円

        営業費用 34百万円

    営業取引以外の取引高 12百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数に関する事項

    普通株式 890,955株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産 ・ ・ ・ 未払事業税、賞与引当金

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

11. 関連当事者との取引に関する注記  
 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	事業の内容 又は 職 業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
				役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株) ツルハ	医薬品 小売業	(所有) 直接 100.0	兼任 4名	経営指導等	経営指導料 等の受取 (注)1	4,097	売掛金	522
						銀行借入金 に対する債 務 保 証 (注)2	2,625	-	-
子会社	(株)ドラッグ イレブン	医薬品 小売業	(所有) 直接 100.0	兼任 2名	資金の貸付 経営指導等	銀行借入金 に対する債 務 保 証 (注)2	2,750	-	-
						資金の貸付 (注)3	3,200	関係会社 短期貸付金	3,200
								関係会社 長期貸付金	5,000

取引条件および取引条件の決定方針等

(注)1. 経営指導料等の受取については双方協議のうえ合理的に決定しております。

(注)2. 金融機関の借入については債務保証を行っておりますが、保証料は受領しておりません。

(注)3. 資金の貸付利率は、市場金利を勘案して決定しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,740円18銭
1株当たり当期純利益	331円40銭

13. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「13. 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年4月17日

株式会社ツルハホールディングス  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	轟	一	成
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	相	澤	陽 介

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ツルハホールディングスの2024年5月16日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツルハホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

連結注記表5. 誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年4月17日

株式会社ツルハホールディングス  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 轟 一成  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 相澤陽介

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ツルハホールディングスの2024年5月16日から2025年2月28日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年5月16日から2025年2月28日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月18日

株式会社ツルハホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 大 船 正 博 ㊟

監 査 等 委 員 佐 藤 は る み ㊟

監 査 等 委 員 岡 崎 拓 也 ㊟

監 査 等 委 員 浅 田 龍 一 ㊟

(注) 監査等委員佐藤はるみ、岡崎拓也及び浅田龍一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

●株主総会参考書類のうち「第3号議案 ウエルシアホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件」のうち、「ウエルシアホールディングス株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」

# 事業報告

(2024年3月1日から  
2025年2月28日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2024年3月1日～2025年2月28日）においては、雇用・所得環境の改善や海外からの渡航者の増加により、個人消費については若干の持ち直しがみられますが、実質賃金の伸びは停滞しており、本格的な景気回復には至っておりません。一方で物価上昇、通商政策などアメリカの政策動向、世界における紛争地域の動向等の影響により、日本経済の景気先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社グループが主に事業を行うドラッグストア業界におきましては、異業種を含めた出店地をめぐる競争、同業大手のM&Aによる規模拡大、業種・業態を越えた顧客サービスの拡充等の競争が激化しております。

このような状況において、当社グループは、お客様のニーズに対応する商品販売及びサービスの提供に努めました。物販部門においては、健康増進のために取扱い終了を進めているたばこの売上は減少したものの、プライベートブランドの開発及び拡販、WAON POINTサービスの利用拡大に注力しました。調剤部門においては、調剤併設店舗数の増加（当連結会計年度末2,282店舗）により処方箋受付枚数が増加しました。これらにより既存店売上前年比は堅調に推移しました。

前事業年度から導入したWAON POINTサービスを中心として、ポイントカード・アプリの利用率向上を通じた集客施策強化を図り、当社のポイント会員であるウエルシアメンバーを1,380万人まで増やしました。プライベートブランドについては、機能、品質、エコ性能をみがき続けた商品開発に引き続き注力し、「からだWelcia」「くらしWelcia」の拡販に努めました。同ブランドのラインナップは、当連結会計年度末に390品目となっております。

2024年3月に情報システム会社である株式会社エクステンジの全株式を取得し完全子会社化しました。6月には長野県を地盤に21店舗を展開する株式会社とをしや薬局の全株式を取得し完全子会社化、9月に当社子会社のウエルシア薬局株式会社が株式会社としや薬局を吸収合併しました。同月には関東1都3県に144店舗を展開する株式会社ウェルパークの全株式を取得し、続く10月には首都圏にて介護事業を展開するウエルシアパートナーズ株式会社（旧東電パートナーズ株式会社）の全株式を取得し、それぞれ完全子会社化しました。また、当社連結子会社であるWelcia-Singapore（旧Welca-BHG（Singapore））の株式を追加取得し完全子会社

化いたしました。

当社グループは2030年のありたい姿として「地域No.1の健康ステーション」の実現を目指しており、たばこの販売については一部施設内店舗を除き終了しております。2024年グッドデザイン賞を受賞した地域協働コミュニティスペース「ウエルカフェ」及び同じく受賞した移動販売車「うえたん号」の活動など、地域社会へ安心・安全を提供するインフラ機能を担うべくそれらの取組を推進しました。

出店と閉店につきましては、グループ全体で78店舗の出店と55店舗の閉店を実施し、当連結会計年度末の当社グループの店舗数は3,013店舗となっております。

販売費及び一般管理費については、賃金引上げによる人件費の増加などにより増加しました。

以上の結果、当連結会計年度は売上高1,285,005百万円、営業利益36,409百万円、経常利益40,837百万円、となりました。また、減損損失13,127百万円を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は14,958百万円となりました。

## (2) 品目別売上高の状況

当社グループは、単一事業のため、セグメント情報の開示は行っておりませんので、品目別により記載しております。

品 目	主 要 営 業 品 目	金額 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)
医薬品	風邪薬、健康食品、胃腸薬、ドリンク剤、保健・ビタミン剤、紙おむつ、粉ミルク、ベビーフード、介護用品	233,255	18.2	100.6
化粧品	基礎化粧品、メイク化粧品、男性化粧品、リップクリーム	203,007	15.8	106.3
家庭用雑貨	洗剤、トイレットペーパー、ペット用品、殺虫剤、文房具、玩具、一般雑貨	178,053	13.9	106.4
食品	菓子、米穀、一般食品	299,514	23.3	108.7
その他	酒、煙草他	87,653	6.7	93.6
物販計		1,001,484	77.9	104.4
調剤	調剤薬品	282,548	22.0	110.0
小計		1,284,033	99.9	105.6
手数料収入		972	0.1	77.5
合計		1,285,005	100.0	105.6

(3) **設備投資の状況**

当連結会計年度は、新規に78店舗を出店したほか既存店につきましても店舗改装を行いました。その結果、設備投資の実施額は15,966百万円となりました。

なお、上記の設備投資の実施額には、賃貸借契約に関わる差入保証金を含んでおります。

(4) **資金調達の様況**

特記すべき事項はありません。

(5) **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況**

特記すべき事項はありません。

(6) **他の会社の事業の譲受けの様況**

特記すべき事項はありません。

(7) **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況**

特記すべき事項はありません。

(8) **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況**

特記すべき事項はありません。

### (9) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第14期 (2022年2月期)	第15期 (2023年2月期)	第16期 (2024年2月期)	第17期 (当連結会計年度) (2025年2月期)
売 上 高	1,025,947	1,144,278	1,217,339	1,285,005
経 常 利 益	47,590	52,149	47,756	40,837
親会社株主に帰属する当期純利益	26,453	27,030	26,451	14,958
1株当たり当期純利益	126円99銭	129円38銭	127円83銭	72円23銭
総 資 産	463,048	537,362	551,860	579,985
純 資 産	207,886	232,384	244,367	254,486
1株当たり純資産	966円66銭	1,078円97銭	1,149円88銭	1,197円11銭

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。

2. 「従業員持株E S O P信託」「株式給付信託(従業員持株会処分型)」「役員報酬B I P信託」が所有する当社株式につきましては、自己株式として計上しております。当該自己株式数は、1株当たり当期純利益を求める際に、「普通株式の期中平均株式数」の計算過程で控除する自己株式数に含めております。また、1株当たり純資産を求める際に、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

3. 第15期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第15期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

## (10) 対処すべき課題

当社グループが主に事業を行うドラッグストア業界は、同業大手の出店による規模拡大が続き、加えて業種・業態の垣根を越えた競争が激化しております。また、円安・輸入物価の高騰を受けた食品をはじめとする消費者物価の上昇を受けて、消費者の節約志向は一段と強くなっております。長期的には、日本の少子高齢化により、労働力不足に対する積極的な従業員の処遇改善や消費者ニーズの変化にも直面することとなります。

このような厳しい環境変化を成長の機会と捉えており、新たな戦略方針として「ウエルシア2.0」を策定いたしました。「ウエルシア2.0」では、当社グループのDX化を顧客・店舗・本部・調剤の視点で推進し、それを原動力としたプロダクト戦略、メディカルケア戦略、リージョン戦略の各戦略を実行します。これにより、2030年のありたい姿「地域No.1の健康ステーション」が高次元かつ計画よりも早く実現できるものと課題認識しています。

以上の課題に対し、当社グループは次のように対処してまいります。

- ① プロダクト戦略  
プライベートブランドの開発に注力し、多様化する顧客ニーズに対応した商品の品揃えを強化します。また、データを活用することで地域特性に合った品揃えを進めます。
- ② メディカルケア戦略  
ヘルスケアデータを活用し移り変わるライフスタイルに引き続き、お客様との接点を強化し、医療とドラッグストアをより近づける新しい取り組みに着手します。
- ③ リージョン戦略  
データに基づき各エリア及び個店の状況を可視化することで、各地域に適した改装と出店を集中的に行います。
- ④ DX  
データドリブン経営を全社的に推進し、顧客データ基盤を集約したハブ機能として、上記の3つの戦略を支えていきます。
- ⑤ 組織・経営管理の高度化  
グループ横断的な組織の最適化を図ります。

これらの取組みに加え、グループ規模拡大に伴い増大するリスクに対応するため、内部統制及びリスク管理体制の強化を図っております。加えて、当社グループは、サステナビリティ経営の推進に継続的に取り組んでおり、「人権方針」、「環境方針」及び「商品・サービス方針」からなるサステナビリティ基本方針により、企業理念の実現と持続可能な社会の実現を目指しております。

## (11) 主要な事業内容

当社は、グループ会社各社の経営指導及び管理を行っております。

なお、当社グループは、当社及び関係会社22社（連結子会社17社、非連結子会社3社及び関連会社2社）で構成され、「ドラッグストア」を基本として処方箋調剤や医薬品、化粧品、家庭用雑貨、食品等の販売に関する事業等を行っております。

## (12) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 重要な親会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
イオン株式会社	220,007百万円	50.59%	小売、ディベロッパー、金融、サービス及びそれに関連する事業を営む会社の株式または持分を保有することによる当該会社の事業活動の管理

### ② 親会社等との間の取引に関する事項

イオン株式会社との取引については、同社グループのプライベートブランド商品『TOPVALU』及び『ハピコム』の供給を受けており、同社グループの店舗の仕入価格をもって、当社に対する仕切価格とすることを取引条件としております。なお、当社の仕入額に占める同社グループとの取引金額の割合は約2%であります。

消費寄託契約により行う消費寄託の金利条件についても、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

上記のように、イオン株式会社との取引については、一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基準とし、取引の内容及び条件の妥当性については取締役会で判断しており、非支配株主に不利益を与えないように行っております。

### ③ 親会社等と締結している重要な財務および事業の方針に関する契約等の内容の概要

当社は、2025年4月11日付で、当社、イオン株式会社（以下、イオン）及び株式会社ツルハホールディングス（以下、ツルハHD）との三者間で、資本業務提携契約（以下、本資本業務提携契約）を締結しております。本資本業務提携契約に基づき、当社、イオン及びツルハHDは、以下の取引を実施します。

(a) イオンは、法令等に基づき必要なクリアランス・許認可等を取得したことを条件に、野村證券株式会社よりツルハHD株式3,530,000株を取得します。これにより、イオンが保有

するツルハHD株式の議決権比率は約27.2%となり、ツルハHDはイオンの持分法適用関連会社となる予定です。

- (b) 2025年4月11日付でツルハHD及び当社が締結した、ツルハHDを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、本株式交換）に係る契約に基づき、法令等に基づき必要なクリアランス・許認可等を取得したこと、及び各当事会社の株主総会における承認を取得したこと等の条件が充足することを前提に、2025年12月1日を効力発生日として、本株式交換を実施します。なお、ツルハHDは、2025年9月1日を効力発生日として、普通株式1株を5株とする株式分割を行う予定です。その他詳細は株主総会参考書類の第1号議案をご参照ください。
- (c) 本株式交換の効力発生により、イオンが保有するツルハHD株式の議決権割合が過半数以上51%未満とならなかった場合には、本株式交換の効力発生日以後速やかに、イオンはかかる議決権割合が過半数以上51%未満となる範囲でツルハHD株式を取得するために、ツルハHD株式への公開買付け（以下、本公開買付け）を実施します。
- (d) 本公開買付けの決済後において、イオンが保有するツルハHD株式の議決権割合が過半数以上51%未満とならなかった場合には、イオン及びツルハHDは、その対応について別途協議し、合意により決定します。

なお、当社は、本資本業務提携契約の締結に関し、2025年4月11日付で、当社、イオン及びツルハHDから独立した委員3名（野沢勝則氏（当社社外取締役・独立役員）、加々美博久氏（当社元社外監査役・弁護士）及び安田昌彦氏（ベネディ・コンサルティング代表取締役社長））により構成する特別委員会から、ウエルシアHD取締役会に対し、本経営統合等を実施することを勧告するとともに、ウエルシアHD取締役会が本経営統合等の実施に関する決定（本資本業務提携最終契約の締結に係る決定を含む。）を行うことは、ウエルシアHDの少数株主にとって不利益なものでないものと思料する旨を内容とする答申書を受領しております。当該特別委員会の設置を含む措置についても詳細は株主総会参考書類の第1号議案をご参照ください。なお、岡田元也取締役は、イオンの取締役兼代表執行役を兼任しているところ、イオンとツルハHD及び当社の少数株主の利害が必ずしも一致せず、利益相反が生じる可能性等を踏まえ、当社の取締役会における本資本業務提携最終契約及び本株式交換契約の締結に係る議案の審議及び決議には参加しておりません。また、本資本業務提携契約及び本株式交換契約の締結の過程において、当社は、その他手続の公正性を担保し、利益相反及び利益相反に関する疑義を回避するための措置を講じております。

④ 重要な子会社の状況

事業年度末日における当社の重要な子会社は、国内でドラッグストア事業を行っている6社であります。

(単位：百万円)

	ウエルシア薬局(株)	(株)コクミン	(株)アプレひまわり	(株)ウエルパーク	(株)丸大サクラキ薬局	シミズ薬品(株)
資本金	100	91	49	100	29	48
議決権比率	100.0%	100.0%	51.0%	100.0%	100.0%	100.0%

項目	金額 (構成比)	金額 (構成比)	金額 (構成比)	金額 (構成比)	金額 (構成比)	金額 (構成比)
売上高	1,054,790 (100.0%)	48,564 (100.0%)	45,226 (100.0%)	24,340 (100.0%)	33,071 (100.0%)	29,044 (100.0%)
売上総利益	323,639 (30.7%)	15,863 (32.7%)	11,720 (25.9%)	7,003 (28.8%)	8,863 (26.8%)	8,677 (29.9%)
販売費及び 一般管理費	286,590 (27.2%)	14,852 (30.6%)	12,616 (27.9%)	6,923 (28.5%)	7,920 (24.0%)	7,538 (26.0%)
営業利益	37,048 (3.5%)	1,011 (2.1%)	△896 (-)	79 (0.3%)	942 (2.8%)	1,138 (3.9%)
経常利益	41,523 (3.9%)	1,221 (2.5%)	△567 (-)	149 (0.6%)	1,004 (3.0%)	1,236 (4.3%)
当期純利益	18,010 (1.7%)	825 (1.7%)	△833 (-)	57 (0.2%)	791 (2.4%)	789 (2.7%)

(注) (株)ウエルパークは2024年9月1日から2025年2月28日までの期間の損益を表示しております。

⑤ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	66,035百万円	164,697百万円

(13) 主要な事業所の状況

① 当社本社 東京都千代田区外神田二丁目2番15号

② 当社グループの店舗数

(単位：店)

都道府県	店舗数	都道府県	店舗数
北海道	7	京都府	91
青森県	88	大阪府	244
岩手県	16	兵庫県	124
宮城県	21	奈良県	16
秋田県	12	和歌山県	7
山形県	25	鳥取県	9
福島県	39	島根県	9
茨城県	166	岡山県	71
栃木県	71	広島県	80
群馬県	117	徳島県	5
埼玉県	253	香川県	13
千葉県	173	愛媛県	30
東京都	328	高知県	28
神奈川県	265	福岡県	23
新潟県	81	佐賀県	1
富山県	48	長崎県	2
石川県	26	熊本県	1
福井県	9	大分県	2
山梨県	35	宮崎県	2
長野県	64	沖縄県	23
岐阜県	5	国内計	3,001
静岡県	235		
愛知県	87		
三重県	30	シンガポール	12
滋賀県	19	合計	3,013

#### (14) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
16,611名	1,325名(増)

(注) 上記従業員数には、パート及びアルバイト(27,465名:1日8時間換算)は含んでおりません。

#### (15) 主要な借入先

借入先	借入残高(百万円)
株式会社りそな銀行	9,168
株式会社みずほ銀行	8,614
株式会社三菱UFJ銀行	4,540
株式会社三井住友銀行	3,058
株式会社広島銀行	2,938

#### (16) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社と株式会社ツルハホールディングス(以下、ツルハHD)は、両社の経営統合(以下、本経営統合)の実施について合意し、2025年4月11日付の両社の取締役会決議により、ツルハHDを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、本株式交換)を実施することを決定し、同日、両社間で株式交換契約(以下、本株式交換契約)を締結するとともに、ツルハHD、当社及びビオン株式会社は、本経営統合を含む資本業務提携に係る最終契約を締結いたしました。

なお、本株式交換は、2025年5月26日開催のツルハHDの定時株主総会及び2025年5月27日開催の当社の定時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得た上で、2025年12月1日を効力発生日として行われる予定です。また、本株式交換の効力発生日に先立ち、当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所プライム市場において上場廃止(最終売買日は2025年11月26日)となる予定です。

## 2. 会社株式に関する事項 (2025年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 494,947,200株
- (2) 発行済株式の総数 209,702,842株 (自己株式10,958株を除く)
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 151,250名
- (5) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
イオン株式会社	105,981	50.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10,902	5.20
ウエルシアホールディングス従業員持株会	4,423	2.11
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,541	1.69
株式会社ツルハ	3,352	1.60
S M B C日興証券株式会社	2,560	1.22
野村信託銀行株式会社 (投信口)	2,058	0.98
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	1,702	0.81
C E P L U X - O R B I S S I C A V	1,661	0.79
株式会社イシダ	1,616	0.77

(注) 持株比率は、自己株式 (10,958株) を控除して計算しております。なお、自己株式には株式給付信託 (従業員持株会処分型) が保有する1,702,100株及び役員報酬B I P信託が保有する417,743株を含めておりません。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	交付した株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	48,964株	1名

(注) 上記48,964株のうち、34,200株については株式として交付し、残りの14,764株については当該B I P信託の仕組みに従い、納税資金充当のため売却し、金銭にて支給しております。

(7) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末における当社役員の新株予約権等の保有状況

##### 第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ① 新株予約権の数 83個（新株予約権1個につき800株）
- ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 66,400株
- ③ 新株予約権の払込金額 無償
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1円
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
自 2014年7月17日 至 2044年7月16日
- ⑥ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	15個	普通株式 12,000株	2名

##### 第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ① 新株予約権の数 64個（新株予約権1個につき800株）
- ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 51,200株
- ③ 新株予約権の払込金額 無償
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1円
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
自 2015年2月17日 至 2045年2月16日
- ⑥ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	20個	普通株式 16,000株	2名

### 第3回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ① 新株予約権の数 33個（新株予約権1個につき800株）
- ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 26,400株
- ③ 新株予約権の払込金額 無償
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1円
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
自 2016年3月17日 至 2046年3月16日
- ⑥ 当社従業員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	12個	普通株式 9,600株	2名

### 第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ① 新株予約権の数 46個（新株予約権1個につき800株）
- ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 36,800株
- ③ 新株予約権の払込金額 無償
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1円
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
自 2017年2月17日 至 2047年2月16日
- ⑥ 当社従業員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	16個	普通株式 12,800株	2名

### (2) 当事業年度中の従業員等に対する新株予約権等の交付状況

特記すべき事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役	池 野 隆 光	会長執行役員最高経営責任者
代表取締役	桐 澤 英 明	社長執行役員最高業務執行責任者
取 締 役	田 中 純 一	執行役員ウエルシア薬局担当 ウエルシア薬局(株)代表取締役社長
取 締 役	柴 崎 孝 宗	執行役員最高財務責任者
取 締 役	高 橋 康 司	執行役員人事・管理部門兼リスク管理担当 ウエルシア薬局(株)常務取締役人事・総務担当
取 締 役	岡 田 元 也	イオン(株)取締役兼代表執行役会長 イオンモール(株)取締役相談役 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス(株)取締役相談役 (株)クスリのアオキホールディングス社外取締役
社 外 取 締 役	中 井 智 子	経営法曹会議会員常任幹事 中町誠法律事務所パートナー
社 外 取 締 役	石 塚 邦 雄	伊藤忠商事(株)社外取締役
社 外 取 締 役	永 田 正	京王電鉄(株)相談役 (株)うかい社外取締役
社 外 取 締 役	野 沢 勝 則	(株)イグアス取締役常務執行役員
社 外 取 締 役	堀 江 重 郎	順天堂大学大学院医学研究科泌尿器科学教授
社 外 取 締 役	石 坂 典 子	石坂産業(株)代表取締役社長 経済産業省産業構造審議会臨時委員（資源循環経済小委員会委員） 一般社団法人埼玉県環境産業振興協会常任理事 一般社団法人日本RPF工業会理事 一般社団法人ガラス再資源化協議会理事
社 外 取 締 役	中 山 泰 男	セコム(株)特別顧問
監 査 役	宮 本 俊 男	常勤監査役
社 外 監 査 役	杉 山 敦 子 (現姓 松本)	公認会計士杉山昌明事務所副所長 杉山昌明税理士事務所副所長 富士興産(株)社外取締役監査等委員 ユシロ化学工業(株)社外取締役監査等委員
社 外 監 査 役	藤 井 隆	-
社 外 監 査 役	田 中 秀 一	銀座法律事務所パートナー 東プレ(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役中井智子氏、石塚邦雄氏、永田正氏、野沢勝則氏、堀江重郎氏、石坂典子氏及び中山泰男氏は、会社法に規定する社外取締役であります。
2. 取締役中井智子氏及び監査役田中秀一氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役杉山敦子氏、藤井隆氏及び田中秀一氏は、会社法に規定する社外監査役であります。
4. 監査役杉山敦子氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役中井智子氏、石塚邦雄氏、永田正氏、野沢勝則氏、堀江重郎氏、石坂典子氏及び中山泰男氏並びに監査役杉山敦子氏、藤井隆氏及び田中秀一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動
- (1) 2024年4月17日付で、代表取締役社長松本忠久氏は辞任により代表取締役を退任いたしました。
- (2) 2024年4月18日付で、代表取締役会長の池野隆光氏は社長を兼務いたしました。
- (3) 2024年5月28日開催の第16期定時株主総会において、新たに桐澤英明氏、田中純一氏、高橋康司氏及び中山泰男氏が取締役に、田中秀一氏が監査役に、それぞれ選任され就任いたしました。
- (4) 2024年5月28日開催の第16期定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により、中村壽一氏は取締役に、加々美博久氏は監査役に、それぞれ退任いたしました。
- (5) 代表取締役会長兼社長池野隆光氏は、2024年5月28日付で代表取締役兼会長執行役員最高経営責任者に就任し、桐澤英明氏が代表取締役兼社長執行役員最高業務執行責任者に就任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

### ① 被保険者の範囲

当社は、保険会社との間で、当社及び当社のすべての子会社のすべての取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。

### ② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

#### 1) 被保険者の実質的な保険等の負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

## 2) 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

## 3) 役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としません。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 報酬等の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議により定められた取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬限度額の範囲内で決定しております。

取締役の報酬等の内容に係る決定は、報酬決定プロセスの透明性・客観性を確保するため、委員の過半数を社外役員で構成し議長を社外取締役とする「報酬委員会」において、1) 持続的な企業価値向上への十分なインセンティブが働くものであること 2) 優秀な経営人材確保に資するものであること 3) 当社の企業規模と事業領域において適正な水準であることの主に3つの視点から、報酬制度及び報酬案の妥当性を審議し、その結果を取締役に答申することとしております。

報酬制度は、固定報酬である「基本報酬」と変動報酬である「業績連動賞与（金銭）」及び「業績連動株式報酬」から構成されております。

取締役の個人別の「基本報酬」は、報酬委員会において役位別の個別金額を審議し、その内容を取締役会へ答申するものとしており、2023年5月25日開催の取締役会にて決議いたしました。

「業績連動賞与（金銭）」及び「業績連動株式報酬」は、中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、中期経営計画をKPIとして、当社グループ（連結）の売上高、経常利益率及び中期経営計画期間の最終年度におけるROEの業績評価と連動し決定しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針については、取締役会の諮問機関である報酬委員会における審議を経て取締役会決議にて定めております。

- ② 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会も基本的にその答申を尊重していることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、社外取締役及び監査役は、固定報酬である「基本報酬」のみ支給しております。

- ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	報酬等の額	報酬等の内訳		
			基本報酬	業績連動賞与	株式報酬 (非金銭報酬)
取締役 (内 社外取締役)	14名 (7名)	271百万円 (57百万円)	197百万円 (57百万円)	19百万円 (-)	53百万円 (-)
監査役 (内 社外監査役)	5名 (4名)	31百万円 (21百万円)	31百万円 (21百万円)	- (-)	- (-)
合 計	19名	302百万円	228百万円	19百万円	53百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2022年5月24日開催の第14期定時株主総会において年額400百万円以内（うち、社外取締役分として年額60百万円以内。）と決議をいただいております。決議時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役6名）であります。  
また別枠で、2023年5月25日開催の第15期定時株主総会において、業績連動型株式報酬額として、3事業年度を対象として500百万円以内かつ200,000ポイント以内（対象となる取締役は4名、執行役員7名。1ポイントあたり1株）と決議をいただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2009年11月27日開催の第1回定時株主総会において年額42百万円以内（対象となる監査役は3名）と決議をいただいております。
3. 事業年度末現在の人員は、取締役13名（うち社外取締役7名）ならびに監査役4名（うち社外監査役3名）であります。上記支給人員と相違しているのは、2024年5月28日開催の第16期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、社外監査役1名を含み、無報酬の取締役1名を含めていないためであります。
4. 上記のほか、社外役員が当社親会社又は当社親会社の子会社から受けた役員としての報酬額はありません。
5. 社外取締役及び社外監査役の報酬等の額には、特別委員会の委員としての報酬を含めております。

#### ④ 業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項

当社は、2018年2月期より、当社の取締役及び委任契約を締結する執行役員（社外取締役及び国内非居住者を除き、以下、「取締役等」という。）を対象とした「業績連動型株式報酬制度」を導入しており、2023年5月25日開催の第15期定時株主総会において、当該制度を2026年2月期まで継続することをご承認いただいております。

「業績連動賞与（金銭）」及び「業績連動株式報酬」は中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的とした報酬制度であり、当社の中期経営計画をKPIとして、当社グループ（連結）の売上高、経常利益率、中期経営計画終了年度のROE及び親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標とし決定しております。

なお、当事業年度を含むグループ全体（連結）の売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益の実績推移は、1. (9)財産及び損益の状況の推移に記載のとおりであり、当事業年度の連結経常利益率は3.2%であります。

「業績連動株式報酬」は、対象期間（2024年2月期～2026年2月期の3事業年度）の毎年2月末日に取締役として在任する者に対して、同日で終了する事業年度における役位および業績等に応じて算出されるポイント数を、毎事業年度終了後の所定の時期に付与します。また、対象期間の終了後に、中期経営計画で掲げた業績目標の達成度に応じて、対象期間中に付与されたポイント数の加算または減算を行います。対象期間中に付与されたポイント数は、毎年累積し、取締役が当社および全ての当社子会社の取締役及び執行役員を退任した後に、累積ポイント数に応じた当社株式等の交付等を行います。株式交付対象者が職務の重大な違反、または社内規程の重大な違反があった場合等、交付相当額の返還請求を求めることができるものとしております。

なお、業績連動株式報酬として取締役に交付した株式については、2. (6)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の兼職先と当社との関係には、重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況		取締役会・監査役会における活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査役会	
社外取締役	中井智子	17回中 17回 (100%)	—	当期に開催された取締役会17回全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から、情報セキュリティや企業買収におけるリスクなどの観点から質問を行うなど、経営監視機能を発揮いたしました。
社外取締役	石塚邦雄	17回中 13回 (76.5%)	—	当期に開催された取締役会17回のうち13回に出席し、企業経営者として培った豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性を確保するために多角的な視点から事業判断基準を確認して問題提起を行うなど、経営監視機能を発揮いたしました。
社外取締役	永田正	17回中 17回 (100%)	—	当期に開催された取締役会17回すべてに出席し、企業経営経験者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性を確保するために多角的な視点からリスクを指摘して問題提起を行うなど、経営監視機能を発揮いたしました。
社外取締役	野沢勝則	17回中 17回 (100%)	—	当期に開催された取締役会17回すべてに出席し、金融機関の経営者として培った経験と幅広い見識に基づき、審議事項に関するリスクの指摘や問題提起を行うなど、経営監視機能を発揮いたしました。
社外取締役	堀江重郎	17回中 15回 (88.2%)	—	当期に開催された取締役会17回のうち15回に出席し、医師、医学博士として、また長年の大学教授として培った経験と幅広い知識、大学等における組織運営の経験から、リスクを指摘して問題提起を行うなど、経営監視機能を発揮いたしました。
社外取締役	石坂典子	17回中 16回 (94.1%)	—	当期に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、企業経営経験者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性を確保するために現場視点から問題提起を行うなど、経営監視機能を発揮いたしました。

区分	氏名	出席状況		取締役会・監査役会における活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査役会	
社外取締役	中山 泰男	13回中 12回 (92.3%)	—	社外取締役就任後に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、企業経営経験者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性を確保するために多角的な視点から経営全般に意見を述べるなど、経営監視機能を発揮いたしました。
社外監査役	杉山 敦子	17回中 17回 (100%)	17回中 17回 (100%)	当期に開催された取締役会17回全てに出席、また同期間に開催された監査役会17回全てに出席しました。公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門的知識に基づき、取締役会においては、他社事例を提示しガバナンスに関する意見を述べるなど、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行うなど、監査機能を発揮いたしました。
社外監査役	藤井 隆	17回中 16回 (94.1%)	17回中 16回 (94.1%)	当期に開催された取締役会17回のうち16回に出席、また同期間に開催された監査役会17回のうち16回に出席しました。取締役会においては、企業経営者としての豊富な経験と知識に基づき質問や意見を述べるなど、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行うなど、監査機能を発揮いたしました。
社外監査役	田中 秀一	13回中 10回 (76.9%)	13回中 10回 (76.9%)	社外監査役就任後に開催された取締役会13回のうち10回に出席、また同期間に開催された監査役会13回のうち10回に出席しました。弁護士としての専門的な見地から、取締役会においては、取締役会の意思決定に資する資料の適正性を確保するための指摘など、また、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行うなど、監査機能を発揮いたしました。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	94百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	164百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区別しておらず、実質的にも区別できないため、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

### (3) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年4月21日の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を以下のよう  
に定めております。

この基本方針に基づき、業務の適法性・有効性の確保ならびにリスク管理に努め、関連法規の  
遵守を図ってまいります。

#### ① 当社及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保す るための体制

当社及び当社グループは株主・取引先・地域社会・従業員等の各パートナーに対する企業価  
値の向上を経営の基本方針とし、それを実現するため、当社及び当社子会社の取締役、使用人  
が法令・定款を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組むな  
ど、内部統制システムの充実を図るものとする。特に、法令・定款の遵守を周知・徹底するた  
め、倫理・コンプライアンス体制の強化に努める。

#### ② 当社の取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等 の職務の執行に係る当社への報告に関する体制

- 1) 取締役の職務の執行に係わる情報・文書の取扱は、文書管理規程に則り、適切に記録・保  
存・管理の運用を実施する。
- 2) 関係会社管理規程に基づき、当社子会社の取締役等は、子会社における法定の議事録の写  
し等の文書を当社に提出することにより、子会社の取締役等の職務執行に係る事項を報告  
する。また当該資料は、当社の取締役及び監査役が常時閲覧することができるものとな  
る。

#### ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループのリスク管理体制を確立するためにリスク管理規程により、リスク管  
理のための基本方針や体制について定め、これに沿ってリスク管理体制を整備・構築する。

さらに、当社は、代表取締役には直属する部署として、当社及び当社グループ会社の内部監査  
を実施する内部監査室を設置し、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検討し、監査を実  
施する。

- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社及び当社子会社は、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めている。
  - 2) 当社の取締役会は月1回の定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。また当社子会社の取締役会においても定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。さらに職務執行の有効性と効率性を確保する観点から、当社及び当社グループに係わる重要事項については当社の経営会議の審議を経た後に、当社の取締役会で決定するものとする。
- ⑤ 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社及び当社グループの業務の適正については、関係会社管理規程に則り管理する。また、当社子会社の業務状況については、各社より、定期的に取り締役に出席・報告させる体制を整備している。
- 内部監査室は、内部監査規程に基づき当社グループ各社の内部監査の状況を評価し、必要に応じ直接内部監査を実施する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置する。
- ⑦ 上記の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 当該使用人の選任、解任、異動等には監査役会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役会の指示の実効性の確保に努める。
  - 2) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役会に係る業務を優先して従事するものとする。
- ⑧ 当社の取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告する体制その他監査役への報告に関する体制
- 当社の取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者

から報告を受けた者は、法定の報告事項のみでなく、当社及び当社子会社に重大な影響を及ぼすと思われる事実を知った場合には、速やかに当社の監査役に報告しなければならない。また、監査役は取締役会他の重要な会議に出席し、重要情報につき適宜報告を受けて、業務執行状況を把握する。

- ⑨ 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしてはならないものとする。また内部通報制度においても内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役及び取締役からの個別ヒアリングの機会を6ヶ月に1回程度設ける。独立性判断基準に基づく社外監査役を選任し、うち1名は弁護士を選任する。

## (2) 内部統制システムの運用状況

当連結会計年度末の時点で、当社及び当社子会社は「内部統制システムの整備・運用状況」を評価し、基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備され、運用されていたことを確認しております。主な運用状況は以下の通りであります。

- ① 取締役の職務執行について

当連結会計年度における当社の取締役会は、社外取締役7名を含む13名の取締役で構成され社外監査役3名を含む4名の監査役が出席する取締役会を17回開催しており、業務に関する重要事項について決議し、さらに、当社子会社から報告を受け、当社子会社の職務の執行を監督しております。また、業務執行取締役で構成される経営会議を、毎月1回定期に開催しており、重要事項について、慎重な検討を行っております。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程に基づき実施し、

取締役及び監査役が当社及び当社子会社の重要な法定文書を、常時閲覧することができる体制を取っております。

② 監査役の職務執行について

監査役は、取締役会及び経営会議に出席するほか、稟議書等の社内の重要文書を閲覧することにより当社及び当社子会社の監査の実効性を確保しております。また、当連結会計年度においては、監査役会を17回開催し、各監査役間での意思疎通を図るとともに会計監査人及び内部監査部門等との連携及び情報交換を行い、また、代表取締役及び取締役との個別ヒアリングの機会を設けること等により、効果的な監査役の職務執行に努めております。

③ 当社グループにおける業務の適正確保について

内部監査室において、年間の監査計画に基づき、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、当社及び当社子会社の諸規程に沿った業務遂行を確認、指導、統制しております。

④ コンプライアンス及びリスクの管理について

リスク管理体制の全社的推進とリスク管理について必要な情報を共有化するためグループリスク委員会を、ならびにコンプライアンスに係る体制や施策等のチェック及び監督機能の強化を図るためコンプライアンス委員会を設置し、毎月それぞれの委員会を開催しております。

また、「公益通報者保護法」に基づいて通報の方法及び適正な対応の仕組みを定めることにより、不正行為等の事前回避あるいは早期発見と是正を図り、倫理・コンプライアンスの弛まぬ向上により経営の強化に資することを目的とする「コンプライアンスホットライン」及び「ウエルシアお取引先さまホットライン」を設置しております。

⑤ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力との関係を一切持たず、これらの圧力に対しても毅然とした態度で臨み、断固として対決し、その圧力を排除することに努めます。

この考え方は、企業理念に基づき、社会的良識をもって行動するための指針としてグループ共有の「ウエルシアグループ行動指針」において定めております。

**(3) 株式会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

**(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

利益配分における配当につきましては、再投資の為の資金確保と安定的な配当継続を念頭に置きながら財政状態、収益レベル、配当性向などを総合的に勘案することとしております。

内部留保資金につきましては、より一層の収益性向上を図るために、新設店舗及び既存店舗の改装等の設備資金に充当する方針であります。

このような方針のもとで、当事業年度末の配当金につきましては、2025年4月11日開催の取締役会において、1株につき18.00円の剰余金の処分に関する決議をいたしました。（当社は取締役会の決議により、剰余金の配当を決定できる旨を定款に定めております。）

1) 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金18.00円

総額 3,774,651,156円

2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年5月12日

## 連結貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	280,890	流動負債	236,616
現金及び預金	35,011	買掛金	168,758
売掛金	68,376	短期借入金	15,015
商品	149,011	リース債務	10,446
その他	28,523	未払金	15,527
貸倒引当金	△32	未払法人税等	6,850
固定資産	299,094	賞与引当金	5,063
有形固定資産	180,756	役員賞与引当金	22
建物及び構築物	108,348	契約負債	758
土地	20,805	店舗閉鎖損失引当金	819
リース資産	45,477	その他	13,355
その他	6,125	固定負債	88,882
無形固定資産	43,018	長期借入金	24,004
のれん	36,072	リース債務	31,784
その他	6,946	資産除去債務	20,401
投資その他の資産	75,319	退職給付に係る負債	8,917
投資有価証券	956	繰延税金負債	602
長期貸付金	24	役員株式給付引当金	767
差入保証金	51,110	その他	2,404
繰延税金資産	21,171	負債合計	325,498
その他	2,182	純資産の部	
貸倒引当金	△125	株主資本	247,199
資産合計	579,985	資本金	7,792
		資本剰余金	51,878
		利益剰余金	193,719
		自己株式	△6,191
		その他の包括利益累計額	1,301
		その他有価証券評価差額金	329
		為替換算調整勘定	202
		退職給付に係る調整累計額	768
		新株予約権	114
		非支配株主持分	5,871
		純資産合計	254,486
		負債及び純資産合計	579,985

## 連結損益計算書

(2024年3月1日から  
2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		1,285,005
売上原価		894,648
売上総利益		390,356
販売費及び一般管理費		353,947
営業利益		36,409
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	28	
不動産及び受取賃貸料	1,604	
固定資産受贈益	154	
受補助費	416	
協賛金の収入	689	
その他	912	
	2,329	6,134
営業外費用		
支持分法による投資損失	785	
不動産の賃借の	447	
	303	
	170	1,706
経常利益		40,837
特別利益		
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	80	
受取補償金	66	154
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	219	
減損	13,127	
店舗閉鎖損失引当金繰入	819	
その他	544	14,714
税金等調整前当期純利益		26,277
法人税、住民税及び事業税	14,314	
法人税等調整額	△2,375	11,938
当期純利益		14,338
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△619
親会社株主に帰属する当期純利益		14,958

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から  
2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	7,748	51,682	186,099	△8,942	236,587
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	44	44			88
剰 余 金 の 配 当			△7,338		△7,338
親会社株主に帰属する当期純利益			14,958		14,958
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		△0		2,752	2,752
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		152			152
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	44	196	7,619	2,751	10,611
当 期 末 残 高	7,792	51,878	193,719	△6,191	247,199

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	452	198	314	965	158	6,654	244,367
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行							88
剰 余 金 の 配 当							△7,338
親会社株主に帰属する当期純利益							14,958
自 己 株 式 の 取 得							△0
自 己 株 式 の 処 分							2,752
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							152
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△122	3	454	335	△44	△783	△492
当 期 変 動 額 合 計	△122	3	454	335	△44	△783	10,119
当 期 末 残 高	329	202	768	1,301	114	5,871	254,486

## 連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 17社

連結子会社の名称

ウエルシア薬局(株)、ウエルシア介護サービス(株)、シミズ薬品(株)、WELCIA SINGAPORE PTE. LTD.、(株)丸大サクラ井薬局、(株)M A S A Y A、(株)よどや、(株)クスリのマルエ、(株)ププレひまわり、(株)コクミン、(株)フレンチ、(株)ふく薬品、(株)ウエルパーク、ウエルシアパートナーズ(株)、(株)エクスチェンジ、(株)エクスチェンジソリューションズ、(株)エクスチェンジクリエイティブ

非連結子会社の数 3社

非連結子会社の名称

ウエルシアオアシス(株)、ウエルシアリテールソリューション(株)、ウエルシアケアトランスポート(株)  
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社数

2社

関連会社の名称 イオンレーヴコスメ(株)、イオンウエルシア九州(株)

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

非連結子会社 ウエルシアオアシス(株)、ウエルシアリテールソリューション(株)、ウエルシアケアトランスポート(株)

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## その他有価証券

市場価格のない……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処  
株式等以外のもの 理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない……………移動平均法による原価法を採用しております。

## 株 式 等

### ② 棚卸資産

商 品……………売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用し  
ております。

貯 蔵 品……………最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しておりま  
す。

### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リ……………定率法を採用しております。

ス 資 産 を 除 く ) 但し、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに  
2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法を  
採用しております。

また、一部の連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	8年～39年
構築物	8年～18年
機械装置	7年～17年
車輛運搬具	5年
器具備品	3年～20年

#### ② 無形固定資産（リ……………定額法を採用しております。

ス 資 産 を 除 く ) 但し、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づ  
く定額法を採用しております。

#### ③ リ ー ス 資 産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合  
は残価保証額）とする定額法を採用しております。

#### ④ 投資その他の資産（そ……………定額法を採用しております。

の他—長期前払費用)

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によ り、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収 不能見込額を計上しております。

- ② 賞 与 引 当 金……………一部の連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。
  - ③ 役 員 賞 与 引 当 金……………取締役及び執行役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における業績を勘案した支給見込額に基づき計上しております。
  - ④ 役 員 株 式 給 付 引 当 金……………取締役及び執行役員に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、役員株式交付規程に基づき、当連結会計年度末において、取締役及び執行役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。
  - ⑤ 店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金……………店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備え、合理的に見込まれる中途解約違約金等の店舗閉鎖損失見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退 職 給 付 見 込 額 の ……退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
  - ② 数 理 計 算 上 の 差 異 ……数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤及び過去勤務費用 務期間以内の一定の年数（8年～10年）による按分額をそれぞれ発生翌の費用処理方法 連結会計年度より費用処理しております。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年～10年）による定額法により費用処理しております。
- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
- 在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
- (6) 重要な収益及び費用の計上基準
- ① 商 品 の 販 売 に ……当社グループでは、医薬品、化粧品、雑貨、食品等を販売しており、顧客に係る収益認識 に対して商品を引き渡す履行義務を負っております。このような商品の販売においては商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。  
また、これらのうち受託販売等、当社及び子会社の役割が代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受け取る対価の総額から委託者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。  
なお、対価の受領は、原則、商品を顧客に引き渡した時点で行っており、重要な金融要素の調整は行っておりません。
  - ② 他 社 が 運 営 す る ……他社が運営するポイント制度に関しては、取引価格から商品の販売に伴う付ポイント制度に係る収益認識 与ポイント相当額を差し引いた金額で収益を認識しております。

- ③ 子会社が運営する………当社の一部子会社が運営するポイント制度に関しては、商品の販売に伴う付ポイント制度に 与ポイント相当額を履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して係る収益認識 算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントの使用時及び失効時に収益を認識しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却を行っております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 店舗固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	連結計算書類計上額	うちウエルシア薬局(株)
有形固定資産	180,756	141,033
その他	1,365	773
店舗固定資産残高合計	182,121	141,807
減損損失(のれん除く)	12,753	11,501

② 重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(a) 算出方法

当社グループは他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている資産グループ及び回収可能価額を著しく低下させる変化が生じた資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローを7.14%で割り引いて算定しております。ただし、将来キャッシュ・フローがマイナスである資産グループについては、零として評価しております。

(b) 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにおいては店舗予算を基礎としております。店舗予算は売上高成長率や粗利率改善等を主要な仮定としております。

(c) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りに使用した仮定については外部環境、経済環境による影響を受けるため、将来キャッシュ・フローの見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) のれんの減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	連結計算書類計上額	うち(株)ププレひまわり
のれん	36,072	6,103
減損損失	374	-

② 重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(a) 算出方法

(株)ププレひまわりについては、株式取得時に計画していた出店戦略の変更、ポイントカードの切替え、販売価格戦略の変更を実施しましたが株式取得時の事業計画を下回る実績となり、減損の兆候があるため、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額を上回っているため、減損損失を認識しておりません。

(b) 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画等を基礎として行っており、当該事業計画には、帳合・物流の統合、出店戦略の変更、商品政策の変更等グループシナジー活用を進めることにより売上高成長率及び粗利率の改善を主要な仮定として織り込んでおります。

(c) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の減損損失の認識の要否の判定および測定される減損損失の金額に、重要な影響を及ぼす可能性があります。

6. 会計上の見積りの変更に関する注記

資産除去債務の見積りの変更

当連結会計年度において、不動産賃貸借契約に基づく原状回復費用について、直近の工事実績等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行い、当連結会計年度において5,845百万円を変更前の資産除去債務に加算しております。

この変更により、営業利益及び経常利益は910百万円、税金等調整前当期純利益は1,910百万円減少しております。

7. 追加情報

(1) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

株式給付信託（従業員持株会処分型）

当社は、2023年4月より「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（2015年10月、2020年10月に導入した「従業員持株E S O P信託」と同様の従業員インセンティブ・プランであり、以下、「本制度」という。）を再導入しております。

① 株式給付信託（従業員持株会処分型）の概要

本制度は、「ウエルシアホールディングス従業員持株会」（以下、「当社持株会」という。）に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。本制度の導入にあたり、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社（以下、「受託者」という。）を受託者とする「株式給付信託（従業員持株会処分型）契約書」（以下、「本信託契約」という。）を締結します（以下、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」という。）。

当該信託は今後5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却いたします。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末5,083百万円、1,702千株であります。

③ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末6,213百万円

(2) 業績連動型株式報酬制度

役員報酬B I P 信託

当社は、当社の取締役及び子会社であるウエルシア薬局株式会社の取締役、当社またはウエルシア薬局株式会社と委任契約を締結する執行役員並びにシミズ薬品株式会社および株式会社丸大サクラ中薬局および株式会社コクミンの取締役社長（以下、「制度対象者」という。）に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

① 役員報酬B I P 信託の概要

当社が制度対象者のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定いたします。当該信託は予め定める役員株式交付規程（以下、「交付規程」という。）に基づき制度対象者に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から取得いたします。その後、当該信託は、交付規程に従い、信託期間中の制度対象者の地位や業績目標の達成度等に応じて付与されたポイントの累積値（累積ポイント）に基づいた当社株式を、退職時に制度対象者に交付いたします。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末1,096百万円、417千株であります。

8. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

投資有価証券（株式）	180百万円
------------	--------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 220,619百万円

（上記金額には、減損損失累計額が含まれております。）

3. 国庫補助金等により取得した資産につき、取得原価から直接減額した圧縮記帳額は、次のとおりであります。

建物及び構築物	215百万円
---------	--------

その他（器具備品）	12百万円
-----------	-------

---

計	227百万円
---	--------

4. 担保に供している資産及び担保に係る債務は次のとおりであります。

- (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	256百万円
---------	--------

土地	1,134百万円
----	----------

---

計	1,390百万円
---	----------

- (2) 担保に係る債務

短期借入金（一年内返済予定長期借入金含む）	395百万円
-----------------------	--------

長期借入金	1,145百万円
-------	----------

---

計	1,541百万円
---	----------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式数  
普通株式 209,713,800株
2. 当連結会計年度末における自己株式の数  
普通株式 2,130,801株
3. 配当金に関する事項  
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年4月8日 取締役会 (注1)	普通株式	3,563	17.00	2024年2月29日	2024年5月10日
2024年10月7日 取締役会 (注2)	普通株式	3,774	18.00	2024年8月31日	2024年11月8日

(注1) 配当金の総額には、株式給付信託（従業員持株会処分型）及び役員報酬B I P信託が保有する自社の株式に対する配当金51百万円が含まれております。

(注2) 配当金の総額には、株式給付信託（従業員持株会処分型）及び役員報酬B I P信託が保有する自社の株式に対する配当金45百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年4月11日 取締役会 (注1)	普通株式	利益剰余金	3,774	18.00	2025年2月28日	2025年5月12日

(注1) 配当金の総額には、株式給付信託（従業員持株会処分型）及び役員報酬B I P信託が保有する自社の株式に対する配当金38百万円が含まれております。

4. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

2014年6月13日開催の取締役会決議による新株予約権	23,200株
2015年1月14日開催の取締役会決議による新株予約権	32,000株
2016年2月12日開催の取締役会決議による新株予約権	16,800株
2017年1月17日開催の取締役会決議による新株予約権	27,200株

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本の回収確実性を重視した預金等で運用し、資金調達については主として銀行を中心とした借入による方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は差入先・預託先の信用リスクに晒されております。

買掛金及び短期借入金は、支払までの期間が1年以内の支払期日となっており、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

長期借入金は、事業投資計画に必要な資金の調達を目的としたものであり、その一部については、金利の変動リスクに晒されております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

売掛金については、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に主要な取引先の信用状況を把握しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

差入保証金については、定期的に差入先・預託先の財務状態等を把握しております。

買掛金、借入金及びリース債務については、月次単位で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券 (※ 2)	556	556	—
(2) 差入保証金 (※ 3)	34,337	29,221	△5,116
資産計	34,894	29,778	△5,116
(3) 長期借入金 (※ 4)	34,619	34,398	△221
(4) リース債務 (※ 5)	42,230	41,982	△248
負債計	76,850	76,380	△469

(※ 1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※ 2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	399

(※ 3) 差入保証金については、金融商品相当額を表示しております。

(※ 4) 長期借入金については、1年以内返済予定分を含めて表示しております。

(※ 5) リース債務については、1年以内リース債務を含めて表示しております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	556	—	—	556
資産計	556	—	—	556

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	29,221	—	29,221
資産計	—	29,221	—	29,221
長期借入金	—	34,398	—	34,398
リース債務	—	41,982	—	41,982
負債計	—	76,380	—	76,380

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、変動金利については、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

品目	金額 (百万円)
医薬品	233,255
化粧品	203,007
家庭用雑貨	178,053
食品	299,514
その他	87,653
物販計	1,001,484
調剤	282,548
商品合計	1,284,033
手数料収入	972
顧客との契約から生じる収益	1,285,005
外部顧客への売上高	1,285,005

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「連結注記表 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (6)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	63,197	68,376
契約負債	66	758

契約負債は、当社の子会社が運営するポイント制度に関して顧客に付与したポイントを履行義務として識別し、過去の利用実績に基づいて将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行ったものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

また、過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、個別の予想契約期間1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な取引はありません。

#### 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,197円11銭

2. 1株当たり当期純利益 72円23銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	14,958百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	14,958百万円
普通株式の期中平均株式数	207,091,743株

(注) 株式給付信託（従業員持株会処分型）及び役員報酬B I P信託口が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。(2,596,471株)

## 重要な後発事象に関する注記

### (資本業務提携に係る最終契約書の締結)

当社は、2025年4月11日開催の取締役会において、イオン株式会社（以下「イオン」といいます。）及び株式会社ツルハホールディングス（以下「ツルハHD」といいます。）との間で、資本業務提携に係る最終契約（以下「本資本業務提携最終契約」といいます。）を締結することを決議し、同日付で本資本業務提携最終契約を締結しました。

## 1. 資本業務提携の目的

ツルハHD、イオン及び当社は、本経営統合を含む本資本業務提携が、地域生活者のより高次なヘルス&ウェルネスを実現することにつながると判断し、本資本業務提携最終契約の締結を決定しました。これにより、日本最大のドラッグストア連合体を創成し、競争力の獲得、アジアNo. 1のグローバル企業への成長を目指すとともに、そこで働く従業員の限りない成長機会を創出していきます。

## 2. 本資本業務提携最終契約に定める資本業務提携の内容

### (1) 資本提携の内容

ツルハHD、イオン及び当社は、本資本業務提携として、以下の取引を実施します。

これらの各取引により、当社はツルハHDの完全子会社となります。また、イオンは、自らが保有するツルハHD株式に係る議決権の数の割合（以下「議決権割合」といいます。）が50.9%となるよう、ツルハHD株式を取得することで、ツルハHDを連結子会社とする（以下「本連結子会社化」といいます。）とともに、ツルハHDは、イオングループのヘルス&ウェルネス事業を牽引する中核子会社となります。

- ① イオンは、法令等に基づき必要なクリアランス・許認可等を取得したこと等の条件が充足することを前提に、野村證券株式会社よりツルハHD株式3,530,000株を取得します。これにより、イオンが保有するツルハHD株式は、既に保有しているツルハHD株式9,675,200株と合わせて13,205,200株（所有割合（注1）は26.83%）となり、ツルハHDはイオンの持分法適用関連会社となる予定です。
- ② 2025年4月11日付でツルハHD及び当社が締結した、ツルハHDを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に係る契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、法令等に基づき必要なクリアランス・許認可等を取得したこと、及び、各当事会社の株主総会における承認を取得したこと等の条件が充足することを前提に、2025年12月1日を効力発生日（予定）として、本株式交換を実施します。なお、ツルハHDは、2025年9月1日を効力発生日として、ツルハHD株式1株を5株とする株式分割（以下「本株式分割」といいます。）を行う予定です。
- ③ 本株式交換の効力発生により、イオンが保有するツルハHD株式の議決権割合が50.9%とならなかった場合には、イオンは、本株式交換の効力発生日以後速やかに、ツルハHD株式への公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始するとともに、本公開買付けの決済を行い、イオンが保有するツルハHD株式の議決権割合が50.9%となるよう、ツルハHD株式を取得します。なお、本公開買付けは2026年1月に完了することを見込んでおります。

- ④ 本公開買付けの決済後において、イオンが保有するツルハHD株式の議決権割合が50.9%とならなかった場合には、ツルハHD及びイオンは、その対応について別途協議し、合意により決定します。
- (注1) 「所有割合」とは、ツルハHDの2025年2月28日現在の発行済株式総数(49,557,068株)に、新株予約権5,149個の目的であるツルハHD株式数の合計(554,000株)を加算した株式数から、同日現在のツルハHDが所有する自己株式(890,955株)を控除した株式数(49,220,113株)に対するツルハHD株式の割合をいいます。

(2) 業務提携の内容

本資本業務提携最終契約において、ツルハHD、イオン及び当社が合意している業務提携(以下「本業務提携」といいます。)の内容は以下のとおりです。

- (i) 店舗開発、調剤併設化等に関する相互協力
- (ii) 商品や電力の仕入れ・開発等の相互協力
- (iii) 物流効率化の相互協力
- (iv) 決済・ポイントシステム・デジタルマーケティング・保険等に関する提携
- (v) プライベートブランド商品の共同開発や相互供給の推進
- (vi) DX・ECの推進等に関する相互協力
- (vii) 経営ノウハウの交流
- (viii) フード&ドラッグ業態の研究と推進
- (ix) 人材及び人事情報の交流

3. 本資本業務提携の相手先の概要

(1) イオン

① 名称	イオン株式会社
② 所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
③ 代表者の役職・氏名	取締役兼代表執行役社長 吉田 昭夫
④ 事業内容	小売、ディベロッパー、金融、サービス及びそれに関連する事業を営む会社の株式又は持分を保有することによる当該会社の事業活動の管理

(2) ツルハHD

① 名称	株式会社ツルハホールディングス
② 所在地	札幌市東区北24条東20丁目1番21号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 鶴羽 順
④ 事業内容	グループ会社の各種事業戦略の実行支援及び経営管理

#### 4. 資本業務提携の日程

2024年2月28日付資本業務提携契約の締結日	2024年2月28日
本資本業務提携最終契約締結の代表執行役決定日（イオン） 本資本業務提携最終契約及び本株式交換契約締結の取締役会決議日（ツルハHD・当社）	2025年4月11日
本資本業務提携最終契約及び本株式交換契約の締結日	2025年4月11日
イオンによるツルハHD株式の追加取得	2025年5月頃（予定）
本株式交換契約の承認に係るツルハHD株主総会	2025年5月26日（予定）
本株式交換契約の承認に係る当社株主総会	2025年5月27日（予定）
当社の上場廃止	2025年11月27日（予定）
本株式交換の効力発生	2025年12月1日（予定）
本公開買付けの開始	2025年12月上旬（予定）

(株式交換契約の締結)

ツルハHD及び当社は、2025年4月11日付の両社の取締役会決議により、経営統合の一環として、ツルハHDを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

1. 本件株式交換の概要

(1) 株式交換完全親会社の名称及び事業の内容

株式交換完全子会社の名称	株式会社ツルハホールディングス
事業の内容	グループ会社の各種事業戦略の実行支援及び経営管理

(2) 本株式交換の目的

ツルハHD、イオン及び当社は、重要な後発事象に関する注記（資本業務提携に係る最終契約書の締結）に記載の本資本業務提携最終契約を締結しました。本資本業務提携の一環として本株式交換を行うものです。

(3) 本株式交換の効力発生日

2025年12月1日

(4) 株式交換の方式

本株式交換は、両社の株主総会の承認並びに競争法上必要なクリアランス・許認可等の取得が完了することを前提に、ツルハHDを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする方法により行います。

2. 株式の交換比率及び算定方法並びに交付する株式数

(1) 株式の種類及び交換比率並びに交付株式数

	ツルハHD (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1.15
		(ご参考：株式分割考慮前) 0.23
本株式交換により交付する株式数	ツルハHDの普通株式237,416,868株（予定）	

(注1) 本株式交換により交付する株式としてツルハHDが保有する自己株式を充当しました。

(2) 株式交換比率の算定方法

ツルハHD及び当社は、本株式交換比率算定に当たり、公平性を期すため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関に本株式交換比率の算定・分析を依頼し、慎重に協議・検討を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、ツルハHD株主の皆様への利益に資するものと判断いたしました。

## 貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	27,095	流動負債	65,326
現金及び預金	11,660	短期借入金	63,319
前払費用	39	未払金	1,830
短期貸付金	9,328	未払費用	24
未収入金	103	未払法人税等	109
関係会社預け金	5,000	その他	42
その他	962	固定負債	18,800
固定資産	137,602	長期借入金	18,003
有形固定資産	17	長期未払金	28
建物及び構築物	0	役員株式給付引当金	767
工具、器具及び備品	17	負債合計	84,126
無形固定資産	25	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	25	株主資本	80,456
投資その他の資産	137,560	資本金	7,792
投資有価証券	118	資本剰余金	63,611
関係会社株式	137,096	資本準備金	36,969
関係会社長期貸付金	200	その他資本剰余金	26,641
繰延税金資産	43	利益剰余金	15,243
その他	101	その他利益剰余金	15,243
資産合計	164,697	繰越利益剰余金	15,243
		自己株式	△6,190
		新株予約権	114
		純資産合計	80,571
		負債及び純資産合計	164,697

## 損益計算書

(2024年3月1日から  
2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		14,823
営 業 総 利 益		14,823
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,275
営 業 利 益		9,548
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	25	
雇 用 調 整 助 成 金	71	
そ の 他	13	110
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	156	
そ の 他	1	158
経 常 利 益		9,499
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	779	
そ の 他	295	1,074
税 引 前 当 期 純 利 益		8,425
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	106	
法 人 税 等 調 整 額	32	138
当 期 純 利 益		8,286

## 株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から  
2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	7,748	36,925	26,641	63,567
当 期 変 動 額				
新株の発行（新株予約権の行使）	44	44		44
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	44	44	0	44
当 期 末 残 高	7,792	36,969	26,641	63,611

	株 主 資 本				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
当 期 首 残 高	14,295	14,295	△8,942	76,669	158	76,828
当 期 変 動 額						
新株の発行（新株予約権の行使）				88		88
剰余金の配当	△7,338	△7,338		△7,338		△7,338
当期純利益	8,286	8,286		8,286		8,286
自己株式の取得			△0	△0		△0
自己株式の処分			2,752	2,752		2,752
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△44	△44
当 期 変 動 額 合 計	947	947	2,751	3,787	△44	3,743
当 期 末 残 高	15,243	15,243	△6,190	80,456	114	80,571

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券……………移動平均法による原価法を採用しております。  
市場価格のない株式等

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 貯蔵品……………最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっておりま  
す。

#### (3) 固定資産の減価償却方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法によっております。  
但し、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、  
定額法によっております。
- ② 無形固定資産……………定額法によっております。  
但し、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づ  
く定額法によっております。

#### (4) 引当金の計上方法

- ① 役員賞与引当金……………取締役及び執行役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度  
末における業績を勘案した支給見込額に基づき計上しております。
- ② 役員株式給付引当金……………取締役及び執行役員に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、役員株  
式交付規程に基づき、当事業年度末において、取締役及び執行役員に割り当  
てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。

#### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に子会社からの受取配当金及び経営指導料となります。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。当社は、グループ会社への経営管理等を行うことを履行義務として識別しており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、提供する契約期間にわたって収益を認識しております。

### 2. 会計上の見積りに関する注記

#### 関係会社株式の評価

- ① 計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	計算書類計上額	うち(株)ププレひまわり
関係会社株式	137,096	13,229

## ② 重要な会計上の見積りの内容に関する情報

### (a) 算出方法

(株)ププレひまわりについては、株式取得時に計画していた出店戦略の変更、ポイントカードの切替え、販売価格戦略の変更を実施しましたが株式取得時の事業計画を下回る実績となり、超過収益力等を反映した実質価額と取得価額を比較した結果、超過収益力等が減少していないと判定し、評価損は計上しておりません。

### (b) 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画等を基礎として行っており、当該事業計画には、帳合・物流の統合、出店戦略の変更、商品政策の変更等グループシナジー活用を進めることにより売上高成長率及び粗利率の改善を主要な仮定として織り込んでおります。

### (c) 翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの主要な仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合には、翌事業年度の評価損の計上の要否の判定および測定される評価損の金額に、重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 3. 追加情報

(1)従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引及び(2)業績連動型株式報酬制度に関する注記については、「連結注記表 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 7. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 4. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	16百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	9,582百万円
短期金銭債務	56,599百万円

## 6. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

営業取引	営業収益	14,823百万円
	販売費及び一般管理費	2,763百万円
営業取引以外の取引高	営業外収益	23百万円
	営業外費用	65百万円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 当事業年度末における自己株式数

普通株式	2,130,801株
------	------------

## 8. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

未払事業税	6百万円
長期未払金	8百万円
新株予約権	19百万円
役員株式給付引当金	82百万円
関係会社株式	474百万円
その他	1百万円
繰延税金資産小計	<u>593百万円</u>
評価性引当額	<u>△538百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>55百万円</u>

#### 繰延税金負債

株式給付信託（従業員持株会処分型）	<u>△11百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△11百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>43百万円</u>

### (2) 決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律一三）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が新設されることとなりました。

これに伴い、2027年3月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は30.62%から31.52%に変更されます。変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が1百万円増加し、法人税等調整額（借方）が1百万円減少します。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	イオン(株)	被所有直接 50.59%	消費寄託 ロイヤルティの支払、 役員の兼務等	消費寄託	5,000	関係会社預け金	5,000
				消費寄託の返還	5,000	未収利息	0
				利息の受取	0	未払金	1,478
				ロイヤルティの支払 (注) 1,2	2,589		

<取引条件及び取引条件の決定方針等>

- (注) 1. 消費寄託の金利条件については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。  
2. ロイヤルティについては、双方協議のうえ、取締役会にて決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ウエルシア薬局(株)	所有直接 100.0%	経営指導、 資金の借入、 役員の兼務等	経営指導料	4,821	—	—
				資金の借入	63,937	短期借入金	54,986
				利息の支払 (注) 1,2	64	未払費用	5
子会社	丸大サクラヤ薬局(株)	所有直接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付	2,766	短期貸付金	3,220
				利息の受取 (注) 2	8	未収利息	0
子会社	シミズ薬品(株)	所有直接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付 利息の受取 (注) 2	1,671 5	短期貸付金 未収利息	2,096 0
子会社	(株)よどや	所有直接 50.1%	資金の貸付	資金の貸付 利息の受取 (注) 2	1,867 5	短期貸付金 未収利息	2,136 0

<取引条件及び取引条件の決定方針等>

- (注) 1. 経営指導料等については、双方協議のうえ合理的に決定しております。  
2. 当社はCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しており、子会社との資金貸借取引は、CMSに係るものであります。金利条件については、金利情勢に基づいて決定しております。  
なお、取引金額は期中平均残高を記載しております。

## (3) 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	(株)いなげや	—	株式取得	関係会社株式の取得 (注) 1	6,989	—	—

## &lt;取引条件及び取引条件の決定方針等&gt;

(注) 1. 一般的な取引条件と同等であるかなど取引内容の妥当性や経済合理性について確認のうえ決定を行い、少数株主に不利益を与えることがないように、適切に対応しております。

## 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 387円59銭

(2) 1株当たり当期純利益 40円01銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	8,286百万円
普通株式に係る当期純利益	8,286百万円
普通株式の期中平均株式数	207,091,743株

(注) 株式給付信託（従業員持株会処分型）及び役員報酬B I P信託口が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式数（2,596,471株）に含めております。

## 12. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

# 会計監査人の連結監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年4月18日

ウエルシアホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武井	雄次
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大井	秀樹

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ウエルシアホールディングス株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウエルシアホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年4月18日

ウエルシアホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武井	雄次
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大井	秀樹

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウエルシアホールディングス株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の構築に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないよう留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月18日

ウエルシアホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 宮 本 俊 男 ㊟

社外監査役 杉 山 敦 子 ㊟

社外監査役 藤 井 隆 ㊟

社外監査役 田 中 秀 一 ㊟

以 上

●株主総会参考書類のうち「第3号議案 ウエルシアホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件」のうち、「当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容」

(資本業務提携に係る最終契約書の締結)

当社は、2025年4月11日開催の取締役会において、イオン株式会社（以下「イオン」といいます。）及びウエルシアホールディングス株式会社（以下「ウエルシアHD」といいます。）との間で、資本業務提携に係る最終契約（以下「本資本業務提携最終契約」といいます。）を締結することを決議し、同日付で本資本業務提携最終契約を締結しました。

(1) 資本業務提携の目的

当社、イオン及びウエルシアHDは、2024年2月28日付で日本のみならずA S E A N（東南アジア諸国連合）をはじめとするグローバル規模において、人々の未病、予防、治療に従事し、健康寿命の延伸に貢献することにより、地域生活者のより高次なヘルス&ウエルネスの実現を目的としたツルハHD及びウエルシアHDの経営統合（以下「本経営統合」）を含むイオン、ツルハHD及びウエルシアHDの資本業務提携（以下「本資本業務提携」）の協議を開始することに合意しました。そして、本資本業務提携が、地域生活者のより高次なヘルス&ウエルネスを実現することにつながると判断し、2025年4月11日付で本資本業務提携最終契約の締結を決定しました。これにより、日本最大のドラッグストア連合体を創成し、競争力の獲得、アジアNo.1のグローバル企業への成長を目指すとともに、そこで働く従業員の限りない成長機会を創出していきます。

(2) 本資本業務提携最終契約に定める資本業務提携の内容

① 資本提携の内容

当社、イオン及びウエルシアHDは、本資本業務提携として、以下の取引を実施します。

これらの各取引により、ウエルシアHDは当社の完全子会社となります。また、イオンは、自らが保有する当社株式に係る議決権の数の割合（以下「議決権割合」といいます。）が50.9%となるよう、当社株式を取得することで、当社を連結子会社とする（以下「本連結子会社化」といいます。）とともに、当社は、イオングループのヘルス&ウエルネス事業を牽引する中核子会社となります。

イ. イオンは、法令等に基づき必要なクリアランス・許認可等を取得したこと等の条件が充足することを前提に、野村証券株式会社より当社株式3,530,000株を取得します。これにより、イオンが保有する当社株式は、既に保有している当社株式9,675,200株と合わせて13,205,200株（所有割合は26.83%）となり、当社はイオンの持分法適用関連会社となる予定です。

- ロ. 2025年4月11日付で当社及びウエルシアHDが締結した、当社を株式交換完全親会社とし、ウエルシアHDを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に係る契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、法令等に基づき必要なクリアランス・許認可等を取得したこと、及び、各当事会社の株主総会における承認を取得したこと等の条件が充足することを前提に、2025年12月1日を効力発生日（予定）として、本株式交換を実施します。なお、当社は、2025年9月1日を効力発生日として、当社株式1株を5株とする株式分割（以下「本株式分割」といいます。）を行う予定です。
- ハ. 本株式交換の効力発生により、イオンが保有する当社株式の議決権割合が50.9%とならなかった場合には、イオンは、本株式交換の効力発生日以後速やかに、当社株式への公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始するとともに、本公開買付けの決済を行い、イオンが保有する当社株式の議決権割合が50.9%となるよう、当社株式を取得します。なお、本公開買付けは2026年1月に完了することを見込んでおります。
- 二. 本公開買付けの決済後において、イオンが保有する当社株式の議決権割合が50.9%とならなかった場合には、当社及びイオンは、その対応について別途協議し、合意により決定します。

## ② 業務提携の内容

本資本業務提携最終契約において、当社、イオン及びウエルシアHDが合意している業務提携（以下「本業務提携」といいます。）の内容は以下のとおりです。

- (i) 店舗開発、調剤併設化等に関する相互協力
- (ii) 商品や電力の仕入れ・開発等の相互協力
- (iii) 物流効率化の相互協力
- (iv) 決済・ポイントシステム・デジタルマーケティング・保険等に関する提携
- (v) プライベートブランド商品の共同開発や相互供給の推進
- (vi) DX・ECの推進等に関する相互協力
- (vii) 経営ノウハウの交流
- (viii) フード&ドラッグ業態の研究と推進
- (ix) 人材及び人事情報の交流

### (3) 本資本業務提携の相手先の概要

#### ① イオン

① 名称	イオン株式会社
② 所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
③ 代表者の役職・氏名	取締役兼代表執行役社長 吉田 昭夫
④ 事業内容	小売、ディベロッパー、金融、サービス及びそれに関連する事業を営む会社の株式又は持分を保有することによる当該会社の事業活動の管理

#### ② ウエルシアHD

① 名称	ウエルシアホールディングス株式会社
② 所在地	東京都千代田区外神田二丁目2番15号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役兼社長執行役員最高業務執行責任者 桐澤 英明
④ 事業内容	調剤併設型ドラッグストアチェーンの運営を行う子会社及びグループ会社の経営管理等

### (4) 資本業務提携の日程

2024年2月28日付資本業務提携契約の締結日	2024年2月28日
本資本業務提携最終契約締結の代表執行役決定日（イオン） 本資本業務提携最終契約及び本株式交換契約締結の取締役会決議日 （当社・ウエルシアHD）	2025年4月11日
本資本業務提携最終契約及び本株式交換契約の締結日	2025年4月11日
イオンによる当社株式の追加取得	2025年5月頃（予定）
本株式交換契約の承認に係る当社株主総会	2025年5月26日（予定）
本株式交換契約の承認に係るウエルシアHD株主総会	2025年5月27日（予定）
ウエルシアHDの上場廃止	2025年11月27日（予定）
本株式交換の効力発生	2025年12月1日（予定）
本公開買付けの開始	2025年12月上旬（予定）

(株式交換契約の締結)

当社及びウエルシアHDは、2025年4月11日付の両社の取締役会決議により、経営統合の一環として、当社を株式交換完全親会社とし、ウエルシアHDを株式交換完全子会社とする株式交換に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

(1) 本件株式交換の概要

① 株式交換完全子会社の名称及び事業の内容

株式交換完全子会社の名称	ウエルシアホールディングス株式会社
事業の内容	ドラッグストア事業の展開・運営

② 本株式交換の目的

当社、イオン及びウエルシアHDは、連結注記表「13.重要な後発事象に関する注記（資本業務提携に係る最終契約書の締結）」に記載の本資本業務提携最終契約を締結しました。本資本業務提携の一環として本株式交換を行うものです。

③ 本株式交換の効力発生日

2025年12月1日

④ 株式交換の方式

本株式交換は、両社の株主総会の承認並びに競争法上必要なクリアランス・許認可等の取得が完了することを前提に、当社を株式交換完全親会社、ウエルシアHDを株式交換完全子会社とする方法により行います。

(2) 株式の交換比率及び算定方法並びに交付する株式数

① 株式の種類及び交換比率並びに交付株式数

	当社 (株式交換完全親会社)	ウエルシアHD (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1.15
		(ご参考：株式分割考慮前) 0.23
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式237,416,868株 (予定)	

(注) 本株式交換により交付する株式として当社が保有する自己株式を充当しました。

② 株式交換比率の算定方法

当社及びウエルシアHDは、本株式交換比率算定に当たり、公平性を期すため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関に本株式交換比率の算定・分析を依頼し、慎重に協議・検討を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、当社株主の皆様の利益に資するものと判断いたしました。